

目 次

| | |
|--|----|
| 会期日程表 | 1 |
| 陳情文書表 | 2 |
| 第 1 号 (3月8日) | |
| 開会、散会の日時 | 3 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名 | 3 |
| 事務局出席者 | 3 |
| 議事日程 | 4 |
| 開会及び開議の宣告 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 諸般の報告 | 6 |
| 行政報告 | 6 |
| 平成24年度村長所信表明 | 7 |
| 同意第1号の上程、説明 | 17 |
| 同意第2号の上程、説明 | 17 |
| 同意第3号の上程、説明 | 18 |
| 諮問第1号の上程、説明 | 18 |
| 議案第3号の上程、説明 | 19 |
| 議案第4号の上程、説明 | 19 |
| 議案第5号の上程、説明 | 20 |
| 議案第6号の上程、説明 | 20 |
| 議案第7号の上程、説明 | 21 |
| 議案第8号の上程、説明 | 22 |
| 議案第9号の上程、説明 | 22 |
| 議案第10号の上程、説明 | 23 |
| 議案第11号の上程、説明 | 24 |
| 議案第12号の上程、説明 | 25 |
| 議案第13号の上程、説明 | 26 |
| 議案第14号の上程、説明 | 27 |
| 議案第15号の上程、説明 | 28 |
| 議案第16号の上程、説明 | 29 |
| 議案第17号の上程、説明 | 30 |
| 議案第18号の上程、説明 | 33 |

| | |
|--------------|----|
| 議案第19号の上程、説明 | 35 |
| 議案第20号の上程、説明 | 36 |
| 議案第21号の上程、説明 | 37 |
| 散会の宣告 | 38 |

第 2 号 (3月12日)

| | |
|------------------------------------|----|
| 開議、散会の日時 | 39 |
| 出席議員 | 39 |
| 欠席議員 | 39 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 | 39 |
| 事務局出席者 | 39 |
| 議事日程 | 40 |
| 開議の宣告 | 41 |
| 一般質問 | 41 |
| 平 良 嗣 男 議員 | 41 |
| 大 城 佐 一 議員 | 46 |
| 宮 城 辰 徳 議員 | 51 |
| 平 良 英 勝 議員 | 53 |
| 安 里 重 和 議員 | 55 |
| 前 田 孝 議員 | 57 |
| 新 城 一 智 議員 | 61 |
| 散会の宣告 | 69 |

第 3 号 (3月13日)

| | |
|------------------------------------|----|
| 開議、散会の日時 | 71 |
| 出席議員 | 71 |
| 欠席議員 | 71 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 | 71 |
| 事務局出席者 | 71 |
| 議事日程 | 72 |
| 開議の宣告 | 74 |
| 同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 | 74 |
| 同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 | 74 |
| 同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 | 75 |
| 諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 | 75 |
| 議案第3号の質疑、委員会付託 | 76 |
| 議案第4号の質疑、委員会付託 | 76 |
| 議案第5号の質疑、委員会付託 | 77 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 議案第 6 号の質疑、委員会付託 | 77 |
| 議案第 7 号の質疑、委員会付託 | 77 |
| 議案第 8 号の質疑、委員会付託 | 77 |
| 議案第 9 号の質疑、委員会付託 | 77 |
| 議案第 10 号の質疑、委員会付託 | 78 |
| 議案第 11 号の質疑、委員会付託 | 78 |
| 議案第 12 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 78 |
| 議案第 13 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 80 |
| 議案第 14 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 80 |
| 議案第 15 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 81 |
| 議案第 16 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 81 |
| 議案第 17 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 81 |
| 議案第 18 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 87 |
| 議案第 19 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 88 |
| 議案第 20 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 88 |
| 議案第 21 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 | 88 |
| 諸般の報告 | 89 |
| 散会の宣告 | 89 |

第 4 号 (3月14日)

| | |
|---|----|
| 開議、散会の日時 | 91 |
| 出席議員 | 91 |
| 欠席議員 | 91 |
| 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 | 91 |
| 事務局出席者 | 91 |
| 議事日程 | 92 |
| 開議の宣告 | 93 |
| 議案第 12 号～議案第 16 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 93 |
| 休会について | 96 |
| 散会の宣告 | 96 |

第 5 号 (3月19日)

| | |
|--|----|
| 開議、閉会の日時 | 97 |
| 出席議員 | 97 |
| 欠席議員 | 97 |
| 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 | 97 |
| 事務局出席者 | 97 |
| 議事日程 | 98 |

| | |
|--|-----|
| 開議の宣告 | 100 |
| 議案第 3 号～議案第 1 1 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 100 |
| 議案第 1 7 号～議案第 2 1 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 105 |
| 陳情第 2 0 号、陳情第 2 号、陳情第 3 号及び陳情第 1 8 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 109 |
| 意見案第 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 | 112 |
| 意見案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 | 113 |
| 閉会の宣告 | 115 |
| | |
| 署名議員 | 115 |

平成24年第3回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成24年3月8日

会期12日間

閉会 平成24年3月19日

| 月 日 | 曜日 | 会議別 | 開議時間 | 日 程 |
|-------|----|-----|---------|---|
| 3月8日 | 木 | 本会議 | 午前10時 | 会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・平成24年度村長所信表明・議案提案説明 |
| 3月9日 | 金 | 休 会 | | |
| 3月10日 | 土 | 休 会 | | 中学校卒業式 |
| 3月11日 | 日 | 休 会 | | |
| 3月12日 | 月 | 本会議 | 午前10時 | 一般質問 |
| 3月13日 | 火 | 本会議 | 午前10時 | 同意第1号～第3号質疑・委員会付託省略 (即決) 諮問第1号質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第3号～第11号質疑・総務常任委員会付託 議案第12号～第21号質疑・予算審査特別委員会付託 |
| | | 委員会 | 午後1時30分 | 議案第3号～第11号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第20号、第2号及び第3号総務常任委員会 (検討～採決) |
| 3月14日 | 水 | 委員会 | 午前10時 | 議案第12号～第16号予算審査特別委員会 (説明～採決) |
| | | 本会議 | 午後3時 | 議案第12号～第16号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 |
| 3月15日 | 木 | 委員会 | 午前10時 | 議案第17号～第21号予算審査特別委員会 (説明～検討) |
| 3月16日 | 金 | 委員会 | 午前10時 | 現地調査 |
| 3月17日 | 土 | 休 会 | | |
| 3月18日 | 日 | 休 会 | | |
| 3月19日 | 月 | 委員会 | 午前10時 | 議案第17号～第21号予算審査特別委員会 (検討～採決) |
| | | 本会議 | 午後3時 | 総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理 (閉会) |

会期日数 12日間 本会議日数 5日間 委員会日数 5日間 休会日数 5日間

陳 情 文 書 表

| 受理 番号 | 受理年月日 | 件 名 | 陳情者氏名 | 付託委員会 |
|----------|---------------|----------------------------|---|---------|
| 20 | 平成23年12月19日 | 八重山地区教科書問題解決 に向けての要請 | 子どもと教科書問題を 考える八重山地区住民 の会 共同代表 仲山 忠亨 他 9 名 | 総務常任委員会 |
| 1 | 平成24年 2 月 7 日 | 地球社会建設決議に関する 陳情書 | 荒木 實 | 議員配付 |
| 2 | 平成24年 2 月 7 日 | 沖縄戦遺族のDNA鑑定実 施の国への要請の陳情 | 沖縄戦遺骨収集ボラン ティア「ガマフヤー」 代表 具志堅 隆松 | 総務常任委員会 |
| 3 | 平成24年 2 月 8 日 | 消費税増税に反対する陳情 | 消費税廃止沖縄県各界 連絡会 代表委員 仲本 興真 代表委員 大城 郁男 | 総務常任委員会 |

平成24年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成24年3月8日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成24年3月8日 午前10時00分)

散 会 (平成24年3月8日 午後12時29分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 山 城 清 臣 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 一 道 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 友 寄 景 善

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 大 嶺 実

企画観光課長 島 袋 幸 俊 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 島 袋 一 道

産業振興課長 新 城 寛 農 業 委 員 会 長 宮 城 博 俊

シークワサー
振 興 室 長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

| 日程番号 | 事件番号 | 件名 | 摘要 |
|------|-------------|---|------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| 3 | | 議長諸般の報告 | |
| 4 | | 村長行政報告 | |
| 5 | | 平成24年度村長所信表明 | |
| 6 | 同第1号 意号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について | 提案説明 |
| 7 | 同第2号 意号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について | 提案説明 |
| 8 | 同第3号 意号 | 教育委員会委員の任命について | 提案説明 |
| 9 | 諮第1号 問号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について | 提案説明 |
| 10 | 議第3号 案号 | 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について | 提案説明 |
| 11 | 議第4号 案号 | 国頭地区行政事務組合規約の変更に関する協議について | 提案説明 |
| 12 | 議第5号 案号 | 大宜味村総合計画策定条例 | 提案説明 |
| 13 | 議第6号 案号 | 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例 | 提案説明 |
| 14 | 議第7号 案号 | 大宜味村総合計画審議会条例 | 提案説明 |
| 15 | 議第8号 案号 | 大宜味村税条例の一部を改正する条例 | 提案説明 |
| 16 | 議第9号 案号 | 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例 | 提案説明 |
| 17 | 議第10号 案号 | 大宜味村企業支援貸貸工場の設置及び管理に関する条例 | 提案説明 |
| 18 | 議第11号 案号 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 提案説明 |
| 19 | 議第12号 案号 | 平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第7号） | 提案説明 |

| 日程番号 | 事件番号 | 件名 | 摘要 |
|------|------------|--------------------------------|------|
| 20 | 議案 第13号 | 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 提案説明 |
| 21 | 議案 第14号 | 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号） | 提案説明 |
| 22 | 議案 第15号 | 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） | 提案説明 |
| 23 | 議案 第16号 | 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 提案説明 |
| 24 | 議案 第17号 | 平成24年度大宜味村一般会計予算 | 提案説明 |
| 25 | 議案 第18号 | 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算 | 提案説明 |
| 26 | 議案 第19号 | 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算 | 提案説明 |
| 27 | 議案 第20号 | 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 | 提案説明 |
| 28 | 議案 第21号 | 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 | 提案説明 |

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成24年第3回大宜味村議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 平良嗣男議員及び1番 大城佐一議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から3月19日までの12日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等については、お手元に報告書を配付していますのでお目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告申し出がありました。これを許します。村長。
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。平成24年第3回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと審議できますことに対しまして心から感謝を申し上げます。
それでは行政報告を行います。

特に辺土名高校の存続につきましては、平成24年1月20日に沖縄県教育委員会の県立高校再編整備計画で辺土名高校の分校化が進められているというその中、国頭、大宜味、東、3村住民の辺土名高校を存続させる3村住民大会を開催し、辺土名高校を単独校としての存続を求める大会決議をいたしました。その決議書は1月26日に3村の村長と教育長が直接大城浩県教育長に手渡し、辺土名高校の存続を要請してまいりました。

その他の行政報告及び平成23年度入札結果の報告につきましては、お手元にお配りしたとおりでございますので、お目通しいただければと思います。

これで行政報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

◎平成24年度村長所信表明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 平成24年度村長所信表明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 平成24年度施政方針。

はじめに。

議員各位の日々のご精励に対し深く敬意を表すると共にご健勝を心からお喜び申し上げます。

平成24年第3回大宜味村議会定例会の開会にあたり、平成24年度の村政運営の基本となります予算案等の議案の審議に先立ち、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年3月11日東日本を襲った大震災から1年、被災地に強大な爪跡を残し、尊い多くの人命を奪った地震・津波、そして多くの住民をふるさとから追い出した福島第一原子力発電所の事故は、私たちに大きな教訓を与えました。被災地の痛みを国民で分かち合うという温かい心、役に立ちたいと行動する人々等と全国に広がりました。我が村でも、義捐金、救援物資の申し入れやボランティアでの活動、産業まつり等での物産販売や直接現地を見舞うなど温かい村民の心を強く感じました。早期の大震災からの復旧・復興を願い、私たちにできる支援を検討して行きたいものです。

村政を取り巻く情勢。

国際社会の動向は、環境問題や経済対策等において各国協調の動きの反面、ギリシャの財政が悪化した問題により、欧州統一通貨であるユーロ信頼も揺るぎ、為替相場でのユーロ安が進んでいます。我が国経済は、リーマンショックに端を発した世界的な金融危機以降本格的な回復に至っていません。ギリシャの財政危機を要因とした急激な円高、株安はようやく落ち着きを見せているが、長期にわたるデフレは依然続いています。失業率も高水準にあり雇用情勢も厳しく景気回復は不透明であります。

国内のいまだ先行きの見えない経済状況は、本村経済にも大きく影響し、大保ダム関連事業がほぼ終了したことも連動し、厳しい状況にあります。そのような中、急速に進む人口減少、超少子高齢化という難題に直面しています。少子・高齢化社会や財政の緊縮化の中で、地域づくり、村づくりに求められるものは、村民ができることは村民が実現していくという役場業務の民間活力導入を推進し、地域の持続的な発展に向けて、「新たな公」・「村民の協働」が大事となってまいります。

村政運営にあたって。

私は、これまで本村の行政課題の解決に向けて全力を傾注してまいりました。これまでの行政運営に

ご理解とご協力をいただきましたことについて深く感謝申し上げます。

沖縄が日本祖国復帰を果たしてから40年を迎え、本村においても、道路等のインフラ整備が進み、確かな成長は実感できるものの、一方、世界的な経済情勢の混乱の中の国内経済の不安と厳しい行財政の状況下にあって、行政運営においては財政をはじめ少子・高齢化、福祉、医療、介護、雇用、教育、環境等の多くの課題が山積している状況であります。その解決のための諸施策を検討し総合的、体系的に明らかにするため基本計画を策定し、取り組んできたところです。今後の村政を効果的に推進していくには、これまでの事業の検証が重要です。検証を基に、施策を展開して行きたいと考えています。

昨年度、北部活性化特別振興事業導入により、総合福祉センターの整備に向けて取り組んできましたが、事業化する事ができず、課題として残っています。今後、補助事業や沖縄振興特別推進交付金（仮称）の活用を検討し、整備に向け推進してまいります。

重点的に推進する事業として「三大プロジェクト」を設定してきました。

塩屋湾外海公有水面埋立土地利用計画では、「結の浜」においては、インフラ整備の完了、結の浜団地の完成により、80余名の生活が始まり、村立診療所が移転整備され診療が開始されました。分譲宅地の分譲が現在9区画の契約が完了しています。産業用地の活用として、先の新聞報道等でもご承知のとおり、平成23年度沖縄北部特別活性化事業の採択により、今年度結の浜に賃貸工場大宜味村企業支援施設4室2棟5,200平方メートルが整備されます。それにより企業進出、雇用拡大による過疎対策、地域活性化として大きく期待をするものです。現在、交流広場用地の利用計画を策定中であり、今年度も補助金等を活用した施設整備を検討し、引き続き推進してまいります。

「長寿と癒しの森整備計画」については、陶芸関係の進出が具体化してきましたが、早期の全体計画を策定し事業化する必要があります。今年度は、早期の実施に向け、実施計画の推進に取り組んでまいります。

大宜味型体験滞在・交流プログラムの構築は、平成17年度に沖縄北部特別振興事業を活用し、大宜味型体験滞在・交流プログラムを策定し、それを活用しながら、持続可能な観光を目指し、関係機関と協力し展開しているところです。村内のNPOを中心に取り組んでいます。修学旅行の受入は、受入農家も増え、農家収入にも繋がっています。引き続き推進していきます。

過疎対策は、特に最重要課題として取り上げてきました。住環境の整備はその対策として大きな効果があります。沖縄北部特別振興対策事業費等を活用した村営住宅の建設や宅地分譲地の造成を実施してきましたが、引き続き宅地の分譲に取組み人口増に繋げて行きたいと思えます。また、住環境の整備と同様に働く場の創設は、欠かすことのできない施策です。大宜味村企業立地促進条例が施行された事により、関係機関へ足を運び協力願いをしてきました。それにより、多くの情報が寄せられています。また、先に述べました賃貸工場大宜味村企業支援施設への入居企業等を早めに決定し村内雇用の拡大、所得向上が図られるよう努めてまいります。

沖縄振興特別推進交付金（仮称）については、行政課題対策として有効活用するため優先度等を検討し取り組んでまいります。

健康長寿のいきいき輝く文化の村の実現のため各施策を述べていきたいと思えます。

平成24年度予算案について。

我が国は、次元の異なる二つの危機に直面しています。

一つめに、少子高齢化による労働人口の減少の下で熟成社会に応じた産業構造への転換が遅れ「縮小

均衡」による「やせ我慢の経済」が継続し、財政状況も日に日に厳しさを増していくという「そこにあった危機」。

二つめに、東日本大震災、原発事故と電力制約、円高、世界的な金融市場の動揺といった新たな「危機の中の危機」。

二つの危機を克服するため、震災からの復興に全力を尽くすと共に、「そこにあった危機」に向けて、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に定められた取組を加速・強化し、さらに、「なにかにチャレンジすることによるリスク」よりも「何もしないことによるリスク」の方が大きいという考え方にに基づき、大胆な規制・制度の見直しを含め、産業構造を変革していくとともに、政治・行政の仕組みの変革に取り組み「危機をチャンスに変える」という考え方で日本再生元年へのチャレンジとして平成23年12月に平成24年度予算編成の基本方針が国において閣議決定されました。

本村では、国の「平成24年度の地方財政への対応」を見据えながら昨年同様ゼロベース予算を基本に第4次総合計画の実現に向けた平成24年度予算編成を行ってまいりました。

さらに、本年度から実施される運びとなった沖縄振興特別推進交付金（仮称）を活用した事務事業への取組も行ってまいります。

平成24年度一般会計予算案の特徴として、民生費、商工費、土木費、災害復旧費、公債費で前年度より増加しているものの、議会費、総務費、衛生費、農林水産業費、消防費、教育費、諸支出金などの減少により、対前年度比1.8%の伸びとなっております。

次に、平成24年度予算案の概要は、一般会計予算案は、総額約25億6千万円で前年度25億1千3百万円に比べ4千7百万円増加しております。特に商工業振興費、道路新設改良費、漁港建設費、介護保険費、支援費に増額計上しております。

特別会計予算案は、総額約8億円となっており、その内訳については、国民健康保険特別会計予算案は総額約5億8千6百万円で対前年度比0.2%増、簡易水道事業特別会計予算案は総額約1億6千3百万円で対前年度比マイナス40.1%、公共下水道事業特別会計予算案は総額約1千3百万円で対前年度比38.0%増、後期高齢者医療特別会計予算案は総額約3千7百万円で対前年度比0.4%増となっております。

1、行財政運営の基本施策。

（1）職員の資質の向上。

厳しい財政状況が続く中、複雑多様化する行政需要に対応し、より効率的な行政運営を行なう必要があります。職員一人一人が住民福祉向上のための奉仕に徹し、地域を愛する心や使命感を持ち、幅広い視野と深い見識のもと、現状を適格に分析把握し、諸課題に積極的に取り組むため、県内の自治研修所での各種研修や県外の市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）への派遣、さらに職場での自主研修を通して大宜味村政を担う職員の人材育成に努めるとともに、公正な業務を執行する職員の資質の向上に取り組んでまいります。

（2）行政改革の推進。

本村はこれまで、昭和62年度に「大宜味村行政改革大綱」平成12年に「第2次大宜味村行政改革大綱」平成17年に、「第3次大宜味村行政改革大綱」を策定し、現在は、「第4次大宜味村行政改革大綱」に基づき、推進しているところであります。少子・高齢化の進行、情報の広範化や国際化の急速な進展、地域主権という新たな時代の要請に応えるためには、行政改革は重要な課題であり、これまでの

取り組みを検証し、行政改革を引き続き推進してまいります。

(3) 財政運営。

本村では、依然自主財源が脆弱で財政的に非常に厳しい状況にあり、歳出における一般財源の削減を最大限に図っていきます。

歳入においては、自主財源の確保、中でも村税は最も重要なものであり公平な税業務に努め、新たな歳入財源創設を視野に入れ引き続き検討を重ね歳入拡大に努めていきます。

限られた財源の中で住民の要望に応えるため、補助金等の歳入の伴わない歳出予算の計上は、すべての事務事業の緊急性、優先度、行政効果、経済効果などの検討を行ってまいります。

(4) 住民サービス。

電算一元化に伴い、関連事務の連携強化により各種証明の迅速な交付を行い、行政サービスの向上につなげているところです。

前年度に引き続き旅券発給の申請及び交付に関する業務を行ってまいります。また、昼休み時間の住民票、印鑑証明書及び戸籍謄抄本等の発行事務を引き続き実施し、村民への利便性を図ってまいります。

(5) 復帰40周年記念事業。

平成24年度は、沖縄の祖国復帰40周年の節目の年で、沖縄21世紀ビジョン実現のスタートの年でもあります。本村においても、村民とともにぶながやが棲む自然豊かな大宜味村の継承や「結の浜」の整備を中心とした豊かな生活が実感できる村づくりのために、記念式典、写真展・映画会等のフォーラムの開催に向け取り組んでまいります。

2、豊かで住みよい村づくり。

(1) 農業の振興。

これまで、国においても戸別所得補償制度の導入、食の安心・安全の確保、農山漁村の6次産業化を三本柱として諸施策を推進しているところです。こうした中、本村においても、農家所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力低下等、厳しい状況に直面し、食と農林漁業の再生は待ったなしの課題として取り組み本村の農林水産業の産業発展に取り組んでいきたいと考えております。

今後におきましては、農地集積の推進、新規就農者への支援、女性農業者の能力の積極的な活用等を含めた展開を図り、さらに、認定農業者や中核農家等、担い手農家の育成を図りながら、経営基盤の安定化をめざし努めてまいります。併せて昨年同様平成20年度より行っている耕作放棄地対策事業及び遊休地の利用を推進し放棄地及び遊休農地の解消に努めてまいります。また、耕作放棄地対策事業で展開している雑穀類（そば等）についてこれまで以上の成果が上げられるよう取組を強化し新規作物としての地位を確立させたいと考えています。

特産品であるシークワサー振興事業におきましては、昨年度相次ぐ台風襲来により生産量の減収が見られたことから、今年度における対策等農家との連携を密に図りながら、裏年であるが収穫目標数量の達成に鋭意努力して参ります。また、シークワサー消費拡大の取組においても青果（酢の物用）・加工用・フルーツ用・薫り高いシークワサーの花の季別展開を村民、生産農家一体となって県内外への消費拡大運動を推進、展開して参ります。

さらに、平成21年度から沖縄県の委託事業によるカンキツグリーンング病侵入警戒調査事業を継続し、県をはじめとする関係機関との連携により村内からカンキツグリーンング病の撲滅を目指し努力して参ります。特産加工施設の運営につきましては、指定管理者の積極的な自助努力を無駄にすることなく協

力体制を村としても積極的に取り組み、さらなるブランド商品展開に繋げていきたいと考えます。

また、さとうきび、パイナップルといった基幹作物の復活に積極的に努力し、面積拡大、担い手育成等これまでの栽培技術の継承を視野に入れながら従前の生産高に近づけるよう施策を打っていきたいと考えています。

次に、北部振興事業で導入したパパイヤ栽培について、営農指導・栽培技術の向上や出荷体制の整備を粘り強く農家への指導を行い、安定価格が確保できるよう努力してまいります。

一方、被害が増加しております有害鳥獣の対策として、被害防止計画の策定完了に伴い狩猟者会及び被害防止対策協議会が設立され、協議会を主体としての鳥獣被害防止対策を実施してまいります。

さらに、営農支援について、国・県・その他関係機関との連携を基に農家への支援体制を確立し魅力あるむらづくり、地域とのコミュニケーションを図りながら、自然環境を活かした豊かで住みよい農業地域の形成に努めてまいります。

(2) 林業の振興。

林業の振興については、育成複層林・育成単層林の保育を継続実施してまいります。さらに、椎茸栽培の台木であるクヌギの保育事業においてもこれまで同様、継続し椎茸生産者との連携を図り将来使用可能な台木として保育事業に取り組んで参ります。

また、大保ダム周辺における長寿と癒しの森事業について、関係機関と連携、事業採択実施に向けた取組を行います。

(3) 畜産業の振興。

畜産業の振興については、自給飼料生産基盤に立脚した経営基盤安定畜産農家育成と地域農業の活性化に努めてまいります。

また、排泄物の再利用を検討し畜産農家と耕作農家との連携を検討課題とし取り組んでまいります。

(4) 水産業の振興。

水産業の振興については、栽培漁業や観光産業と連携した取り組みで、「漁港及び周辺海域」を利用した、新たな振興を模索しながら漁家経営の安定向上に努めてまいります。

また、漁村地域整備交付金事業において、浮き桟橋・砂留堤の工事に着手し漁港の環境整備に努めてまいります。

(5) 商工業の振興。

商工業の振興については、商工会を中心とし、連携しながら中小企業の経営安定、育成を図ってまいります。

次に、大宜味村農村活性化センターの運営管理は指定管理者への移行を視野に入れながら、施設の有効活用と、活力ある村民参加型の活用ができないかを検討しつつ、村財政の負担軽減につながるよう再度検討し実施できるよう努めてまいります。

また、引き続き、村産業まつり及び焼き物、木工、その他工芸等を支援し、産業の振興と地域社会の活性化を図り、これらの人材等を活かし観光産業等との連携を図りながら、豊かで住みよい村づくりに努めてまいります。昨年施行されました大宜味村企業立地促進条例を活かし、結の浜への商業施設や杣山地区への企業誘致等も積極的に展開してまいります。

(6) 観光の振興。

本村には、観光資源として石灰岩の山、多様性植物などの豊かな自然、塩屋湾のウングミ、喜如嘉の

芭蕉布など貴重な民俗的資源等多くあり、その豊かな観光資源を活かし、「健康・保養型」・「環境保全型」観光を目指し、エコツーリズム・グリーンツーリズム等を網羅した「里」・「山」・「海」が連動の大宜味型トライアングル観光を展開してまいります。現在、本土からの高校生の修学旅行を農業体験や地元で伝わる文化、生活等体験を通して、人との繋がり大切さ、食育、地域の伝統文化を学ぶため、農家では民泊受け入れを東村、国頭村と協力し行っています。素通りの観光から滞在する観光へ転換する大きな機会であり、積極的に推進してまいります。平成25年2月に第24回全国椿サミットが本部町を主会場に、国頭村、大宜味村を分会場として開催されます。本村では、群生する椿や石灰岩の森を活かし、本村の特産品や文化等を参加者に伝え、今後の観光振興に繋げて行きます。本村の観光の課題である、ホテル等の宿泊施設の誘致を推進してまいります。

3、健康ユイマールの村づくり。

(1) 健康福祉の村づくりの推進。

健康福祉の村づくりの推進については、高齢者社会が進む本村において、子ども、高齢者、障がい者が村民誰もが安心して暮らしていける、健康で、互いに助け合い、支えあうユイマール社会の実現を目指します。また、村民の福祉ニーズ、地域の福祉の課題を的確に把握し、具体的な福祉サービスに取り組んでまいります。

さらに、「結の浜」に開設されました村立診療所周辺地域に老人や児童世代間交流等の福祉活動や癒しと介護予防及び健康増進が享受できる機能を持った総合福祉保健センターの整備を推進してまいります。

(2) 児童・母子福祉の充実。

児童・母子福祉の充実は、少子化の中にあっても、子どもがのびのびと育つよう、地域全体で児童を育てるための多様な保育サービスを実施してまいります。併せて、子どもを安心して生み育てることができるよう、こども医療費助成を引き続き実施し、各種福祉資金制度の活用促進等を図り、働きながら子育てをしている皆さんの子育て支援、生活支援等の施策を推進してまいります。保育の安心安全性の確保、子供の個々の発達に応じた充実した保育の実施と働く親の子育て支援のために保育所の新設整備を推進してまいります。

また、ひとり親家庭の生活支援、経済的支援を推進してまいります。

(3) 障がい者福祉の充実。

障がい者福祉の充実、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して主体的に生活していくために、その基本的な生活を支える適切なサービスが必要であり、障がいのある人々が社会活動へ積極的に参加できるよう、自立支援サービスを行ってまいります。

(4) 高齢者福祉の充実。

高齢者福祉の充実については、高齢者をとりまく社会環境はますます複雑化、困難化を深めております。このような社会状況の中で、人間としての尊厳を持ち、健康で安心して在宅で生活ができるよう、支援事業・介護予防事業等必要施策を講じてまいります。

(5) 保健医療施策の充実。

本村は全国でも長寿の村として知られておりますが、働き盛りの年齢層の健康、生活の実態から今後とも長寿村を継続できるか厳しいものがあります。よって、健康づくり推進協議会と連携を密にして「健康・長寿沖縄一を再び」を合い言葉に地域住民に密着した総合的な健康づくり対策を積極的に推進

してまいります。

また、村民が安心して受診できる地域医療体制を確立するために、結の浜に開設した村立診療所・村立歯科診療所を十分に活用し村民の健康増進を図ります。

(6) 国民健康保険の充実。

国民健康保険財政の健全化に向け、収納率の向上を図るとともに、健全な保険制度活用のため、相談体制の充実を図り、村民の国民健康保険制度への理解と意識の高揚を図ってまいります。

また、特定検診の受診率の向上と特定保健指導の充実を図り疾病の予防と医療費の縮減を図ってまいります。

4、心豊かな文化の薫り高い村づくり。

(1) 学校教育の振興。

本村の幼児・児童・生徒の、公正公平な教育を保障すると共に、個々の発達段階に応じた教育を推進する必要があります。そのため、人材の確保と施設や教材備品等を整備し教育環境の充実を図り、家庭・地域と連携することにより、より一層の教育効果を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を積極的に推進してまいります。

地域人材を活用し地域全体で学習やクラブ活動の学校教育活動を支援し、教員が一層教育活動に力を注ぐことができるよう、中学校支援地域本部事業を継続実施してまいります。

学校生活や学習上の困難をもつ特別に支援を要する児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習指導上の支援等を行うための特別支援教育支援員を配置し、児童生徒一人一人の教育の保障に努めてまいります。

中学校に於いては、思春期多感な年齢にあり、心のケアが学力面にも大きく影響をしていくことからスクールカウンセラーを配置し、学校生活上の様々な課題をサポートできるよう継続配置していきます。併せて、教育相談員を引き続き配置し、多様化する子どもたちや保護者の相談へ速やかに対処する体制を築いてまいります。

生活保護世帯や非課税世帯等生活が困窮している世帯に対し就学援助事業を継続実施いたします。

安全・安心な子どもの活動拠点や居場所を小学校に設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子どもプラン推進事業を引き続き支援してまいります。

また、東日本大震災の教訓から、避難通路の確認や海拔表示など防災訓練の実施の強化など、安心安全な学校作りに努めてまいります。

外国語教育・国際理解教育については、ALT（外国語指導助手）を幼稚園・小学校・中学校に配置し、引き続きその充実を図ってまいります。

幼稚園における幼児教育は、人格形成を培う最も重要な時期であることを鑑み、個人の個性を重視した教育計画の基、健やかな成長に資する良好な環境の整備を図ると共に、安心安全な子育て支援をするため預かり保育を継続実施いたします。生活保護世帯や非課税世帯等に対し負担軽減支援といたしまして幼稚園就園奨励事業を引き続き実施いたします。幼保一体化については、国の動向を見極めながら、適切に対応してまいります。

学校給食については、子ども達の健全な発育と健康管理のため、栄養バランスの取れた安心・安全な給食作りに努めてまいります。又、学校給食を生きた教材として「長寿の里」に繋げられる食習慣の形

成ができるよう食育の充実を図ってまいります。

懸案となっている中学校の移転問題や小学校の統廃合の課題等について、村民へ丁寧に説明し、合意形成を図りつつ本村学校の望ましい在り方の方針を固めてまいりたいと思います。

(2) 生涯学習の振興。

今回で20回目を迎える「体験の翼交流事業」は、児童生徒に沖縄と異なる福島県の雪国の自然、地域、歴史や文化に触れ、心豊かでたくましい児童生徒の人材づくりの一環として、引き続き実施してまいります。

「わんぱく体験団」事業は、大宜味村の自然や文化を見たり、触ったりして、実体験活動を通して生きる力を育みジュニアリーダーの育成に取り組んでまいります。

平成19年に設置された人材育成基金を有効活用し、夏休み期間中における海外短期留学学生派遣事業として中・高生徒の派遣し、国際性豊かな人材の育成を推進してまいります。平成23年度に派遣した高校生一名が平成24年度アメリカのセントジョーンズ大学に奨学生として入学するという素晴らしい実績もここで報告をしておきたいと思います。

育英資金貸付事業も積極的に活用し、より多くの子ども達が学びへの意識が高められるよう支援してまいります。

(3) 地域文化の振興。

地域文化芸術活動の振興については、展示会や芸能祭などのイベントを開催し、村民の芸能活動を支援してまいります。

文化財保護行政については、「喜如嘉の芭蕉布」や「塩屋湾のウンガミ」、「旧大宜味村役場庁舎」や「大宜味村の猪垣」など国指定4件、県指定3件、村指定2件の指定文化財、そのほかにも地域に残る民俗芸能等、私たちの祖先が長い歴史の中で築き上げてきた文化遺産が数多く存在します。

これらの文化遺産の積極的な保護・継承・発展に努めてまいると共に、新たな文化遺産の指定保護業務、文化財の公開・活用に努めてまいります。

(4) スポーツ・レクリエーションの充実。

日常生活の中で積極的に健康づくり、体力づくりの機運を高め「健康長寿のいきいき輝く文化の村」づくりに努めてまいります。

新緑のやんばる路を多くのランナーが走り、交流を深める34回目を迎える歴史ある塩屋湾一周トリムマラソン大会の成功に向け取り組んでまいります。夜間照明施設、クラブハウス、学校体育施設の有効利用を促進し、村民の健康づくりを推進してまいります。

本年7月20日～22日に開催される国民体育大会第32回九州ブロック大会のボート競技が塩屋湾で行われる大会の成功に向け関係機関・団体等と連携を緊密にした取組をし、地域活性化につながるよう取り組んでまいります。

結の浜交流広場用地（総合運動公園）の施設整備については、結の浜公園・スポーツ拠点整備検討委員会での検討結果に沿って関係機関と連携し推進してまいります。

(5) 村史編纂について。

村史編纂業務につきましては、平成23年7月19日に村史編纂委員会から第2次大宜味村史編纂基本計画について答申がなされ、それを受けて7月25日に「新大宜味村史編さん基本計画」を策定致しました。新村史の発行は前期・中期・後期に分けて10年計画で行い、平成24年度～26年度を前期とし、「大宜味

の戦争証言集」編、「シマジマ」普及版、「シマジマ」編の発行、平成27年度～30年度を中期とし、「人と自然」編、「移民・出稼ぎ」編、「民俗・ことば」編、「写真集」の発行、平成31年度～33年度を後期とし、「通史」編、「村史普及版」、「資料」編の発行を計画しております。発行に際しては各編ごとに専門部会を設置して作業を進めることにしております。

新村史編さん基本計画に基づき平成23年度は「戦争専門部会」と「シマジマ専門部会」の二つの部会を発足させ、戦争体験証言の記録や17集落の資料収集等を行っております。平成24年度につきましては、平成23年度の作業の成果を受け17集落の歴史、文化、産業、等を紹介する「シマジマ」普及版の発行を予定しております。更に戦争体験証言についても更なる記録を行い、「大宜味の戦争証言集」編の平成25年度発行に向けての編集作業を進めてまいります。

5. 安心・安全な村づくり。

(1) 道路の整備。

昨年度において、橋梁の長寿命化修繕計画の策定に伴い、管理する道路橋の現況を把握し、道路の安全性信頼性を確保してまいります。

(2) 水道の整備。

水道は、村民が健康で文化的な生活を営み社会経済活動を支える重要な役割を果たしております。本年度も水の安定供給を図るために、老朽管や施設等整備を実施してまいります。また維持管理及び健全運営にも一層の取組をしてまいります。

(3) 下水道の整備。

生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図り快適な住環境を創造する目的で進めてきました下水道整備事業も昨年度供用を開始しております。安心な利用を提供できるよう管理運営には十分な取組をしてまいります。

(4) 公営住宅の整備。

村内における住宅事情の緩和と村民福祉の向上を図り、若者の村内定着を促進し過疎対策に資するため事業推進してまいりました村営住宅も、現在162戸の整備となっております。今後においては、より過疎対策に繋がる定住促進的な村営住宅の建設を推進する必要があり、実現に向け関係機関との調整も進めてまいります。また、老朽化している村営住宅の修繕、改修を行い安心・安全な生活環境の整備を図ってまいります。

(5) 港湾の整備。

塩屋湾については、港湾指定廃止等の検討も踏まえて、本来の港湾整備や水産業の利活用も視野において、整備に向けて関係機関へ要請をしてまいります。

(6) 快適な生活環境の推進。

一般廃棄物処理基本計画の改訂に伴い、村民の生活環境を資源循環の視点から見直し、環境意識の啓発とゴミの減量化・再利用、ゴミの分別収集の徹底や各種団体の資源ゴミ回収を奨励し、リデュース・リユース・リサイクルに基づいた3Rを推進していくために、村民・事業者・行政の3者が適切な役割分担と協働により「循環型社会」の構築に向けてまいります。

し尿処理については、公共用水域の水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上を図るため合併処理浄化槽への転換整備促進、維持管理の指導を行ってまいります。

(7) 消防・防災の推進。

村民の生命・身体及び財産の保護を目的に平成21年度に策定しました大宜味村地域防災計画に添って、安心・安全な村づくりを推進しています。

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの防災に対する考えを根本から覆すものでした。防災計画の見直しや災害に対処していくには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識と心構えを持ち、地域連帯意識を強め、地域住民が主体的に防災活動を行う体制の構築が必要であり、特に、自主防災組織は防災・減災に有効なもので、自主防災組織の立ち上げを積極的に推進してまいります。自主防災組織及び県との協働での、避難訓練等を推進してまいります。また、消防団をはじめ地域住民が初期消火等を迅速に実施できるよう消火栓等の消防設備整備に向け検討してまいります。

消防組織の県統一広域化については、沖縄県消防広域化協議会に参加し、推進してきましたが、県を中心とする議論の場で仕切り直す動きになっております。消防救急デジタル無線及び消防指令センター整備については、推進してまいります。

防災無線の整備については、県が進めてきましたデジタル化整備事業が、村内で効率的により充実した運用ができるよう、県事業の対象区域外についても現在進めている村事業を引き続き行ってまいります。

(8) 情報通信の整備。

北部広域ネットワーク施設整備事業によるブロードバンド化は、情報格差が大幅に改善され、役場の各種事業やネットワーク、小中学校の授業に幅広く利用されています。さらに、民間開放により多くの個人・法人が加入利用されています。今後とも、情報通信の高速化と民間への普及を推進してまいります。

施策課題について。

沖縄県祖国復帰40年を迎え、これまで様々な振興事業や補助金等が導入され、道路等のインフラ整備においては、確かな豊かさが実感できるようになりましたが、しかし、まだ多くの施策に課題があります。北部連携促進事業や沖縄振興特別推進交付金（仮称）を有効に活用し、村民の意向に沿った施設の実現等諸課題解決に取り組んでまいります。

沖縄電力の風力発電設備の建設については、大宜味村地域新エネルギービジョンに基づき推進してきました。村民から、健康への影響等を心配する声があることから、健康不安解消に向け、再生可能エネルギー講演会等を行ってきました。今後とも、村民へ再生可能エネルギーについての必要性などを説明するとともに、沖縄電力と被害防止に関する協定を結び、沖縄県と協力して推進してまいります。

また、24年度は、復帰40周年事業の展開、国民体育大会九州ブロック大会のボート競技、全国椿サミット沖縄大会が開催されます。それらの催しが円滑に行われ成功できますよう村民のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、各種施策について申し上げますが、「健康長寿のいきいき輝く文化の村」実現に向け、みなさまのなお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成24年度の施政方針といたします。

平成24年3月8日

大宜味村長 島袋義久

以上、長々大変失礼いたしました。ありがとうございました。

○ 議長（金城 勇） これで平成24年度村長所信表明を終わります。

-
- 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時59分）

-
- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時07分）

◎同意第1号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
大宜味村固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字大兼久103番地

氏 名 前田 正則

昭和26年6月17日生

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添付してございますので御参照いただきたいと思います。よろしく願いいたします。
以上です。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第2号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
大宜味村固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋564番地

氏 名 古波蔵 武

昭和27年2月26日生

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添付してございますので御参照いただければと思います。よろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎同意第3号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第8 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 同意第3号 教育委員会委員の任命について
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字大宜味582番地1

氏 名 涌井 充雄

昭和24年9月3日生

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添付してございますので御参照いただければと思います。よろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎諮問第1号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 沖縄県国頭郡大宜味村字田嘉里171-2

氏 名 池原 伸子

昭和24年5月18日生

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

なお、履歴書を添付してございますので御参照いただければと思います。よろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第3号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定により、沖縄県介護保険広域連合規約を次のとおり変更する。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

沖縄県介護保険広域連合規約の一部を変更する規約

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号－第369号）の一部を次のとおり変更する。

第6条中「中頭郡北谷町」を「中頭郡読谷村」に改める。

附則

この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。

提案理由

沖縄県介護保険広域連合の事務所の位置の変更に伴い、沖縄県介護保険広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決が必要である。

以上です。よろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第4号 国頭地区行政事務組合格約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第4号 国頭地区行政事務組合格約の変更に関する協議について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の規定により、国頭地区行政事務組合格約の一部を次のとおり変更する。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

国頭地区行政事務組合格約の一部を変更する規約

国頭地区行政事務組合格約（昭和55年沖縄県指令総第200号）の一部を次のとおり変更する。

第5条の次に次の1条を加え、同条の見出しとして「（駐在所）」を付する。

（駐在所）

第5条の2 国頭村に駐在所を置く。

附則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

消防吏員駐在所を設置することに伴い、国頭地区行政事務組合理約を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決が必要である。

よろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第5号 大宜味村総合計画策定条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第5号 大宜味村総合計画策定条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

総合的かつ計画的な村政の運営を図るため、総合計画の策定に必要な事項を定める必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋幸俊企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋幸俊） では大宜味村総合計画策定条例の内容について、概略説明します。

全体を8条から構成になっています。

第1条で趣旨を、この条例は、総合計画の策定に必要な事項を定めるとしています。

第2条で用語の定義をしています。

第3条では、策定するときあらかじめ大宜味村総合計画審議会に諮問すると定めています。

第4条で基本構想を策定するときは、議会の議決を経ると定めています。

第8条で必要な事項を村長が定めるとしております。

附則で施行期日を平成24年4月1日としています。

以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第13 議案第6号 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第6号 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年3月8日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

総合計画審議会条例を制定することに伴い廃止する必要があり、この案を提出する。
大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例
大宜味村総合開発審議会条例（昭和49年条例第19号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。
以上でございます。よろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第14 議案第7号 大宜味村総合計画審議会条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第7号 大宜味村総合計画審議会条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年3月8日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

総合計画について、村長の諮問に応じ、審議するための審議会を設置する必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋幸俊企画観光課長 登壇）

- 企画観光課長（島袋幸俊） 大宜味村総合計画審議会条例について説明します。

これまで議案第6号で提案されました廃止前の大宜味村総合開発審議会条例で総合計画を審議してきました。そういうこともありまして、条例名を検討して、今回の大宜味村総合計画審議会条例に変えております。

また総合開発審議会条例では、見出しがある条とない条、そのあたりも整備をしております。審議会の招集を村長が行うようになっておりましたが、今条例では審議会の会長に変えております。庶務を企画観光課において処理するという形で整備しております。

提案しておりますこの条例の第5条の第1項で審議会は会長が招集するということになっているんですが、招集の「ショウ」がてへんが抜けておりますので、訂正して提案していきたいと思っております。

以上です。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第15 議案第8号 大宜味村税条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第8号 大宜味村税条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が平成23年12月に公布されたことに伴い税条例の一部を改正する必要があるためこの案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

- 議長（金城 勇） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

- 財務課長（神里富松） 議案第8号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について概要を説明します。

今回の改正は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のための臨時的な措置及び東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関する地方税法等の一部を改正する法律が平成23年12月2日及び12月14日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正しております。

主な内容ですが、たばこ税の税率を1,000本につき「4,618円」から「5,262円」に、さらにたばこ税の税率の特例の改正、村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の削除、個人の村民税の均等割に500円を加算する改正及び東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の改正であります。

施行期日は、公布の日からとしておりますが、たばこ税については平成25年4月1日、村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等は平成25年1月1日、個人の村民税の均等割に500円を加算する改正は平成26年度から平成35年度までの各年度分への適用としております。

資料として、新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。よろしくお願ひします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第16 議案第9号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第9号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年3月8日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

字句及び基金の運用指針を整備するため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひします。

- 議長（金城 勇） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

- 財務課長（神里富松） 議案第9号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例について概要を説明します。

今回の改正は、第1条において字句の削除及び第7条の基金の運用指針において、公用施設の整備の規定を明確にするための改正としております。

なお、施行期日を公布の日としております。

資料として、新旧対照表を添付していますので御参照ください。よろしくお願ひします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第17 議案第10号 大宜味村企業支援貸貸工場の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第10号 大宜味村企業支援貸貸工場の設置及び管理に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年3月8日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

本村への企業進出、創業企業等を支援する大宜味村企業支援貸貸工場を設置することに伴いこの案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひします。

- 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋幸俊企画観光課長 登壇）

- 企画観光課長（島袋幸俊） 主な内容について説明します。

全部で19条からなります。

第1条は、目的をうたい、企業進出地場産業の育成を図り、創業企業等支援のため貸貸工場を設置することの必要な事項を定めるとしてあります。

第2条で名称を大宜味村企業支援貸貸工場、位置を大宜味村字塩屋1306番地の3とし、第3条で使用者を公募することと定義してあります。

第4条で大宜味村内に事務所を設置できるものを要件の一つとしてあります。

第8条で使用期間を10年を上限とし、更新ができるよう規定してあります。

第11条で使用料をトップライト仕様、1室23万7,000円。それ以外、1室21万1,000円と定め、5年以内の減額や2室以上の使用の場合の減額ができるよう定めています。

附則で公布の日から施行するとうたっています。

また施行規則を説明資料として提出していますので、ごらんいただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第18 議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるのでこの案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋一道総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋一道） 議案第11号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の説明をいたします。

第1条の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例については、地域主権一括法による地方自治法の改正に伴う総合計画策定条例と、総合計画審議会条例の制定により改正するものです。

第2条の大宜味村立公民館に関する条例については、地域主権一括法による社会教育法の改正に伴う公民館運営審議会に関して改正するものです。

第3条と第4条、土地改良関係の条例については、地域主権一括法による土地改良法の改正に伴う準用、引用条項を改正するものです。

第5条の大宜味村営住宅に関する条例については、地域主権一括法による公営住宅法の改正に伴い、附則に読替規定を加える改正をするものです。

当地域主権の一括法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行日は、平成24年4月1日から施行することを附則に記しております。

なお、それぞれ新旧対照表が説明資料にありますので、お目通し願いたいと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第19 議案第12号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第12号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）

平成23年度大宜味村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,668万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,626万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

- 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

- 副村長（山城清臣） 平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、総額で9,668万3,000円の減額補正となっております。

歳入について、主な款で概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

7款自動車取得税交付金136万1,000円の減額ですが、県交付見込額の減額によるものであります。

11款分担金及び負担金145万3,000円の増額ですが、主に保育料133万2,000円の増額であります。

13款国庫支出金2,760万2,000円の減額ですが、主に民生費国庫負担金の子ども手当国庫負担金1,381万7,000円の減額、障害者自立支援給付費354万5,000円の増額、衛生費国庫補助金の地方改善施設整備事業補助金1,563万円の減額であります。

14款県支出金276万8,000円の増額ですが、主に災害復旧費県補助金の林道災害普及事業750万8,000円の増額、衛生費県補助金100万7,000円、民生費委託金の子ども手当システム経費委託金189万3,000円の減額であります。

予算書の2ページをお開きください。

20款村債7,130万円の減額ですが、主に過疎対策事業費5,150万円、土木費1,400万円、災害復旧事業費570万円の減額であります。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして歳出について、主な款で概要を説明いたします。予算書の3ページをお開きください。

2款総務費1,781万2,000円の増額ですが、主に一般管理費の共済費の退職手当にかかる特別負担金2,367万円の増額、企画費委託料210万9,000円、戸籍住民基本台帳費委託料132万3,000円の減額であります。

3款民生費1,900万4,000円の減額ですが、主に支援費の扶助費676万2,000円の増額、障害者福祉費の扶助費232万円、老人保護措置費の扶助費227万4,000円、児童福祉費総務費254万1,000円、児童措置費の委託料189万4,000円、子ども手当1,561万3,000円の減額であります。

4款衛生費6,678万1,000円の減額ですが、主に予備費の予防接種委託料154万6,000円、塵芥処理費の負担金、補助及び交付金216万5,000円の減額であります。

6款農林水産業費5,880万1,000円の減額ですが、シークワサー振興費の需用費等255万8,000円の減額、林道事業費の喜如嘉林道開設事業を県との調整で見合わせたことによる委託料、工事請負費5,416万2,000円の減額であります。

予算書の4ページをお開きください。

8款土木費3,454万6,000円の減額ですが、主に土木総務費112万6,000円、道路維持費の地方改善施設整備事業中止による3,050万3,000円、公共下水道費の操出金200万円の減額であります。

10款教育費489万1,000円の減額ですが、主に社会教育総務費266万円の減額であります。

11款災害復旧費259万1,000円の減額ですが、主に農林水産施設災害復旧費212万1,000円の減額であります。

12款公債費107万1,000円の減額ですが、借入期間及び利率の減少により利子207万1,000円の減額であります。

予算書の5ページをお開きください。

14款予備費を1,324万1,000円増額しております。

以上が歳出の主な概要です。

予算書の6ページをお開きください。

第2表に繰越明許費補正ですが、2款総務費に2件、4款衛生費に1件、6款農林水産業費に3件、7款商工費に2件、11款災害復旧費に1件としております。

予算書の7ページをお開きください。

第3表債務負担行為ですが、期間、限度額を定めた2件の補助金を計上しております。

予算書の8ページをお開きください。

第4表地方債補正ですが、限度額を5億9,115万3,000円から5億1,985万3,000円としております。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしく願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第20 議案第13号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第13号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
平成23年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,297万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,098万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

- 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

- 副村長(山城清臣) 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

補正額は2,297万7,000円の減額補正となります。

歳入の主な概要を御説明したいと思います。予算書、1ページをお開きください。

1 款国民健康保険税29万4,000円の増。

4 款国庫支出金618万7,000円の減。

5 款療養給付費交付金98万円の増。

9 款共同事業交付金1,778万9,000円の減。

11 款繰入金56万2,000円の減。

以上が歳入の主な概要です。

歳出の主な概要は、予算書、2ページをお開きください。

2 款保険給付費458万円の減。

7 款共同事業拠出金1,485万1,000円の減。

8 款保健事業費79万1,000円の減。

12 款予備費279万1,000円の減。

以上が歳出の主な内容です。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

- 議長(金城 勇) 日程第21 議案第14号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） 議案第14号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
平成23年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,698万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

- 副村長（山城清臣） 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の概要を説明いたします。

今回の補正は、総額で65万8,000円の減額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書の1ページをお開きください。

3款繰入金65万8,000円の減額ですが、簡易水道一般管理費の減額によるものであります。

以上が歳入の概要です。

歳出の主な概要を説明します。予算書の2ページをお開きください。

第1款簡易水道総務費165万9,000円の減額ですが、主に職員給料と職員手当及び公課費の水道使用料消費税の減額によるものです。

4款予備費へ100万1,000円増額しております。

以上が歳出の概要です。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

すみません。第2表の繰越明許費については、727万4,000円の補正でございます。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第22 議案第15号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第15号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
平成23年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ865万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

今回の予算の補正は、総額で200万円の減額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

3款繰入金200万円の減額ですが、公共下水道一般管理費の減額によるものであります。

以上が歳入の概要でございます。

歳出の主な概要を説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

1款公共下水道事業総務費234万4,000円の減額ですが、主に公共下水道一般管理費の光熱水費と処理施設管理委託費の減額によるものであります。

4款予備費へ34万4,000円の増額をしております。

以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第16号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第23 議案第16号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第16号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成23年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,698万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正額68万2,000円の減額補正となります。

歳入の主な概要を説明します。予算書、1ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料24万3,000円の増であります。

4 款繰入金92万5,000円の減であります。

以上が歳入の主な概要です。

歳出の主な概要を説明いたします。予算書、2ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付費68万1,000円の減であります。

4 款予備費1,000円の減であります。

以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第17号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第24 議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計予算
平成24年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億5,826万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

平成24年度一般会計予算の概要を説明いたします。

予算総額は25億5,826万3,000円で、前年度予算額25億1,360万4,000円に対し、4,461万9,000円の増額で、対前年度比1.8%の伸びとなっております。

歳入について、主な款で御説明します。

予算書の1ページをお開きください。

1款村税ですが、1億7,134万7,000円で対前年度マイナス218万円となっております。主なものとして、村民税216万2,000円の増額、固定資産税393万3,000円の減額となっております。

6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金において、それぞれ対前年度マイナス138万円、120万2,000円となっております。

予算書の2ページをお開きください。

8款地方特例交付金ですが、15万9,000円で対前年度比マイナス489万4,000円となっております。

9款地方交付税ですが、135万9,000円で、対前年度マイナス100万円となっております。

11款分担金及び負担金ですが、1,524万7,000円で対前年度256万8,000円の増額となっております。これは民生費負担金の保育料の増額であります。

13款国庫支出金ですが、1億6,700万3,000円で対前年度3,871万7,000円の増額となっております。主なものとして、民生費国庫負担金1,329万5,000円の減額、土木費国庫補助金4,636万3,000円、総務費委託金580万5,000円の増額となっておりまして、障害者自立支援給付費の増額、子ども手当国庫負担金の減額、社会資本整備総合交付金及び生物多様性保全活動支援事業委託金の皆増であります。

14款県支出金ですが、1億6,250万6,000円で対前年度942万4,000円の増額となっております。主なものとして、民生費負担金の障害者自立支援給付費の増額、民生費県補助金の地域支え合い体制づくり事業交付金の皆増、農林水産業費県補助金の漁村地域整備交付金事業補助金、総務費委託金の選挙費委託金の増額、他方、衛生費県補助金の不法投棄・散乱ごみ監視等事業補助金、商工費県補助金の緊急雇用創出事業補助金と、民生費委託金の子ども手当システム経費委託金の皆減となっております。

予算書の3ページをお開きください。

15款財産収入ですが、1,864万9,000円で対前年度1,482万1,000円の減額となっております。主なものとして、利子及び配当金の財政形成基金利子、不動産売払収入の結の浜宅地分譲売払用地代の減額となっております。

17款繰入金ですが、2億2,450万2,000円で対前年度1億1,362万1,000円の増額となっております。なお、繰入金の内訳ですが、財政調整基金より8,720万円、財産形成基金より1億1,880万円、園芸農業活性化事業基金より150万円、人材育成基金より205万円、結い基金より16万3,000円、光をそそぐ基金よ

り328万9,000円、中山間ふるさと農村活性化基金より150万円、水源基金より1,000万円となっております。

18款繰越金ですが、5,000万円で前年度3,000万円の減額となっております。繰越金につきましては、平成23年度一般会計予算の3月補正後の予備費をおよそ6,000万円としておりましての計上であります。

19款諸収入ですが、8,064万円で対前年度3,290万5,000円の減額となっております。主なものとして、水源基金助成金、水源基金造成積立助成金の減額であります。

20款村債ですが、2億1,408万6,000円で対前年度3,041万4,000円の減額となっております。主に過疎対策事業債の減額であります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について主な款で説明いたします。

予算書の4ページをお開きください。

1款議会費ですが、6,425万3,000円で対前年度946万2,000円の減額となっております。主なものとして、地方議会議員年金制度の廃止に伴う特別職共済会費の減額であります。

2款総務費ですが、4億2,157万6,000円で対前年度2,780万5,000円の減額となっております。主なものとしては、一般管理費の市町村総合事務組合負担金の増額、防災行政無線整備の減額、会計管理費の増額、企画費の減額、戸籍住民基本台帳費の外国人登録システム委託料の減額、選挙費の増額となっております。

3款民生費ですが、5億4,788万円で対前年度144万7,000円の増額となっております。主なものとして、社会福祉総務費の委託料の皆増、国民健康保険費の操出金の減額、老人保護措置費の減額、介護保険費の負担金、補助及び交付金の増額、支援費の扶助費の増額、児童福祉総務費の増額、児童措置費の子ども手当の減額となっております。

4款衛生費ですが、3億1,472万円で対前年度633万4,000円の減額となっております。主なものとして、診療所費の診療所建設関係経費の減額、後期高齢者医療費の負担金、補助及び交付金の増額、塵芥処理費の不法投棄・散乱ごみ監視等事業の減額となっております。

6款農林水産業費ですが、1億9,480万8,000円で対前年度3,188万2,000円の減額となっております。主なものとしては、農業委員会費の増額、農業振興費の広告料の皆増、農地費の緊急雇用創出事業の皆減、シークワサー振興費の需用費の減額、林業総務費の減額、林業振興費の委託料の減額、村道事業費の皆減、漁港建設費の工事請負費の増額となっております。なお、農業振興費の肥料購入補助、シークワサー振興費の生産助成金は前年度と同額としております。またパインアップル増殖新植奨励特別支援対策費用はパインアップル育苗管理業務委託料に変えて同額計上しております。

予算書の5ページをお開きください。

7款商工費ですが、9,219万円で対前年度6,501万5,000円の増額となっております。主なものとして、商工業振興費の工事請負費等の皆増、観光費の環境共生型観光地形成支援事業委託料等の減額となっております。

8款土木費ですが、2億1,570万7,000円で対前年度1億430万3,000円の増額となっております。主なものとして、土木総務費の工事請負費等の減額、道路新設改良費の橋梁及び村道の工事請負費等の増額、公共下水道費の操出金の増額となっております。

9款消防費は1億3,033万5,000円で対前年度1,969万7,000円の減額となっておりますが、これは、平

成23年度に実施した消防吏員駐在所建設費、小型動力ポンプ付水槽車相当分の減額、給与、共済費等の増額であります。

10款教育費ですが、2億4,569万円で対前年度390万4,000円の減額となっております。主なものとして、事務局費の事務賃金の増額、教師用教科書・指導書・指導教材等の減額、統計調査費の皆減、学校管理費の特別支援教育支援員賃金の減額、文化財保護費の全国重要無形文化財保持団体協議会補助金の皆減、学校給食費の備品購入費の増額であります。

予算書の6ページをお開きください。

12款公債費ですが、2億6,115万1,000円で対前年度68万1,000円の増額となっております。主なものとして、利子の増額となっております。

13款諸支出金ですが、4,443万5,000円で対前年度2,594万4,000円の減額となっております。主なものとして、財政調整基金積立金、財産形成基金積立金、水源基金積立金の減額となっております。

14款予備費は、2,379万8,000円で対前年度213万7,000円の減額となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、7ページに起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を掲げた第2表地方債を記載しておりますので御参照ください。

それから8ページから169ページにわたり、事項別明細書となっておりますので御参照ください。

さらに170ページに債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、170ページ、地方債の現在高調書を、そして172ページには給与費明細書を載せておりますので御参照ください。

詳細については、委員会で各課長等から説明させたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第18号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第25 議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

平成24年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,648万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要について説明をいたします。

歳入歳出総額は、5億8,648万9,000円で対前年度117万9,000円の増額で対前年度比0.2%の増額となっております。

歳入について、款の主な事項で御説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、6,794万7,000円で対前年度132万1,000円の減額となっております。減額の主なものとして、一般被保険者国民健康保険税の減でございます。

4款国庫支出金は、2億1,238万2,000円で対前年度26万円の増額となっております。増額の主なものとして、療養給付費負担金の増となっております。

5款療養給付費交付金は、2,217万6,000円で対前年度712万9,000円の増額となっております。

6款前期高齢者交付金は、5,433万9,000円で対前年度262万4,000円の減額となっております。

7款県支出金は、3,225万円で対前年度38万4,000円の減額となっております。

9款共同事業交付金は、1億355万5,000円で対前年度174万2,000円の増額となっております。減額の主なものとして、高額療養費共同事業交付金の増となっております。

次に予算書の2ページをお開きください。

11款繰入金は、7,849万7,000円で対前年度449万7,000円の減額となっております。主なものとしては、財政安定化支援事業繰入金の減となっております。

続きまして歳出の説明をいたします。

予算書の3ページをお開きください。

1款総務費は、370万1,000円で対前年度44万円の減額となっております。減額の主なものとして、一般管理費の減でございます。

2款保険給付費は、3億5,602万円で対前年度377万8,000円の減額となっております。主なものとして、療養給付費の減でございます。

3款後期高齢者支援金等は、6,027万7,000円で対前年度503万4,000円の増額となっております。

5款老人保健拠出金は、8,000円で前年度同額でございます。

6款介護納付金は、3,816万6,000円で対前年度6万1,000円の減額となっております。

7款共同事業拠出金は、1億1,007万2,000円で前年同額です。

次に予算書の4ページをお開きください。

8款保健事業費は、750万9,000円で対前年度13万円の減額となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させたいのでよろしくお願いいたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第19号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第26 議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
平成24年度大宜味村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,308万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

- 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

- 副村長（山城清臣） 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要について説明をいたします。

予算総額は、1億6,308万3,000円で対前年度1億935万2,000円の減額で、対前年度比40.1%減となっております。

歳入について、款の主な事項で御説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きください。

2款国庫支出金は、912万8,000円で対前年度6,087万2,000円の減額となっております。これは水道施設整備補助金でございます。

3款繰入金は、一般会計より繰入金8,119万2,000円で対前年度32万円の減額となっております。

4款繰越金は、100万円で対前年度同額となっております。

5 款諸収入は、700万3,000円で対前年度1,800万円の減額となっております、これは水源基金助成金の事業費減でございます。

6 款村債は、450万円で対前年度3,050万円の減額でございます。

続きまして歳出の説明をいたします。

予算書の 2 ページをお開きください。

1 款簡易水道総務費は、6,787万円で対前年度1,799万8,000円の減額となっております。減額の主な原因として、水源基金事業による工事費の減額となっております。

2 款簡易水道事業費は、1,371万2,000円で対前年度9,129万8,000円の減額となっております。減額の主な要因は水道施設整備事業費の減額でございます。

3 款公債費は、8,100万1,000円で対前年度5,600万円の減額でございます。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお 3 ページに、第 2 表の地方債を記載しておりますので御参照ください。

さらに14ページ以降に、地方債の現在高調書等を添付しておりますので御参照ください。

詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第 20 号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第27 議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算

平成24年度大宜味村の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,336万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成24年 3 月 8 日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要について説明をいたします。

予算総額は、1,336万3,000円で対前年度368万2,000円の増額で、対前年度比38%増の予算となっております。

歳入について、款の主な事項で説明したいと思います。

予算書の 1 ページをお開きください。

3 款繰入金は、一般会計より繰入金1,190万円で、対前年度262万9,000円の増額となっております。

続きまして歳出の説明をいたします。

予算書の2ページをお開きください。

1 款公共下水道事業総務費は、981万円で対前年度263万4,000円の増額となっております。これは公共下水道の余剰汚泥処理費発生に伴う管理費の増であります。

3 款公債費は、304万5,000円で対前年度104万8,000円の増額でございます。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

詳細については、委員会で担当課長から説明をさせたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第21号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第28 議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,748万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要を説明いたします。

予算総額は、3,748万1,000円で対前年度15万3,000円の増額でございます。0.4%の増となった予算でございます。

歳入について、款の主な事項で御説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、1,793万2,000円の計上となっております。主に特別徴収保険料によるものでございます。

4 款繰入金は、1,937万円を計上しております。一般会計から繰り入れしております。保険基盤安定繰入金として計上しております。

続きまして歳出の説明をいたします。

予算書の2ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金として、3,706万4,000円を計上しております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ます。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午後 1 2 時 2 9 分)

平成24年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成24年3月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成24年3月12日 午前10時00分)

散 会 (平成24年3月12日 午後12時55分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 山 城 清 臣 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 一 道 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 友 寄 景 善

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 大 嶺 実

企画観光課長 島 袋 幸 俊 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 島 袋 一 道

産業振興課長 新 城 寛 農 業 委 員 会 長 宮 城 博 俊

シークワサー
振 興 室 長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

| 日程番号 | 事件番号 | 件 名 | 摘 要 |
|------|------|------|-----|
| 1 | | 一般質問 | |

○ 議長（金城 勇） 起立、昨日3月11日で東日本大震災から1年がたちました。改めて被災され、犠牲になられた方々の御冥福を祈り、哀悼の意を込めて黙とうしたいと思います。

（黙とう）

○ 議長（金城 勇） 黙とう直れ。着席

◎開議の宣告

○ 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○ 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 平 良 嗣 男 議 員

○ 議長（金城 勇） 通告順により、発言を許します。

結の浜、周辺の国道バス停の設置について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは一般質問をさせていただきたいと思います。

結の浜周辺の国道バス停の設置について質問をさせていただきたいと思います。結の浜には村営団地、分譲、そして村立診療所があり、診療所へ行くために塩屋駐在前のバス停より歩いて行くため、高齢者の方々が大変困っているとのことですが、村当局としてどう考えているのか。またバス協会への要請等が行われているのかどうか。要請されているのであれば、いつごろになるのかお伺いをいたしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。それではただいまの平良嗣男議員の結の浜周辺の国道バス停の設置についてお答えをいたします。

これまで結の浜に隣接する国道58号に路線バスの停留所を設置する必要があるため、北部国道事務所や沖縄県バス協会に手続方法や設置についての問い合わせをしまいいりました。具体的な要請は結の浜に設置ができ、供用が開始したとき関係機関も対応可能であるとのことから、昨年の10月から11月に結の浜の診療所に来院者及び村営住宅入居者に対するアンケートを実施しております。その結果は、ほとんどの方が結の浜に路線バスの停留所を望まれているということでありました。平成24年2月9日に沖縄バス協会、株式会社琉球バス交通、沖縄バス株式会社へ文書で要請しております。バス停留所の設置または国道事務所や警察署等との調整の必要がありますが、村としては住民の生活交通の不便を解消するため、円滑に調整ができるよう取り組んでまいります。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） ただいまの答弁においては、バス協会への要請がされているということござ

いますので、早急にこれが設置できるようにひとつお願いしたいものであります。やはり病院へ行くということは、体調が悪いために行くわけですね。そのためにはああいう遠いところから、老人から行くと、年輩者から行くと遠いわけです。若い者は近いという感じを持つかもしれないが、このような塩屋駐在から、または安根のほうから歩いてくる高齢者の皆さん方が多々見られるわけです。そういう中でやっぱり雨や風がある場合に、大変体調が悪いために行くが、そういう場合に歩いていくということは余計体調を崩す。途中で倒れてしまうんじゃないかと、そういうようなこともありますので、早目に行政の力で設置をしていただくようお願いをし、早急にそのことを望んでこの件については一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長（金城 勇） これでは結の浜、周辺の国道バス停の設置についての質問を終わります。

次に大宜味村入札制度等々について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは大宜味村入札制度等々についてお伺いをいたしたいと思えます。

国、県、市町村等の入札制度がどうなっているのかお伺いをいたしたいと思えます。また最近、県警より内々に調査等を受けたことは御承知のことと思うが、村長を初め、特別職及び一般職員の規律、業者等々との飲酒などに関し十分なる注意を図ることも必要かと思うが、どう考えているのかお伺いをいたしたいと思えます。なお、現在、村で執行しています委託業務及び工事関係の入札方法について、法令、条例ではどのようになっているのか。または業務はどのように行われているのか、あわせてお伺いをいたしたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えいたします。

入札制度あるいは職員規律等につきまして、特に職員規律等については御指摘のとおりでございます。それでは順を追ってお答えいたしますが、まず国、県、他市町村の入札方法は、平成22年度までに国、県、政令都市ですべての団体が総合評価方式を導入しております。県内の市町村におきましては、一部の公共工事で試行的に総合評価方式を導入しておりますが、大半は指名競争入札であります。職員の規律の確保につきましては、公務員の信頼の確保、利害関係者等との間の禁止行為、飲酒運転の防止について、年度初めや年末の村長訓示や、課長会議等でも強く指導しております。本村における入札方法につきましては、指名競争入札を実施しておりますが、公共工事の公平性、透明性を確保するため総合評価簡易方式を検討しているところであります。現在実施の指名競争入札業務の流れは担当課からの業者選定依頼を受け、業者選定委員会を経て指名業者を選定しております。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 現在は、電子入札とかそういう時代になっていると思うんですがね、国、県はそういうふうに行っているでしょうけれども、そういうことは承知しているわけですが、談合防止のためには行政としてその受け皿はやはり、村長は今あったんだが、つくっておく必要があるでしょうというようなことなんですよ。やはり今回のようないろんなものが出ると、やはりみんなが気をつけてやっていかないといかんわけだから、行政を通しての入札のあり方というのはしっかりとやっていかないと、これはいかないだろうというようなことが第1点であります。ある村においては、工事の予定価格を事前に公表いたしまして、そして現場説明をなくする。なくするとはどういうことかという、御

存じでしょうけれども、業者が集まらない、そういう中で現場説明をなくして、村の最低入札価格を提示するわけですから、村としてはその最低入札価格を事前に公表して、現場説明をなくするというようなことなんですね。どれがいいかわかりませんよ。しかしそういうような事もあるということです。村の財務規則の第94条を見ると、その財務規定上は最低価格が10分の7から10分の9というふうになっておりますね。それから見ると、例えば100万円の予定価格であれば、70万円から90万円の範囲になるわけです、最低価格が。それから見ると、一つの方法かもしれませんが、もちろん設定価格は村長がいろいろやるでしょうけれども、この3択ではどういうふうになるかわかりませんが、3つの封筒にこの範囲内でこの価格をつくって、これを入札業者が集まった中でくじを引いてもらおうと、そのものを引く、くじを引いてもらう、一番くじを引いたものがその3択から選んでくじを引くと。これで村長が決定していくというような方法もあろうかと思えます。これはあくまでも決定者は村長ですから、そういう中で価格を決定するというような方法もあろうかと思えますが、これは皆さん方がこれから考えていけばいいことだと思うんですが、何が言いたいかということ、やはりこれまでいろいろとあったわけです。そういうふうな煙がないところに炎は立たないと、疑いがかかるということは何かあるからこういうのがあったわけですね。だからそこら辺をなくすためにも、我々、議員ももちろん襟を正しながら、村長以下、特別職はもとより、職員もそれは公務員としての規律を正して業務執行に励んでもらわないといかんじゃないかというふうに思っております。今の若い子供たちは大変すばらしい、本当に一生懸命頑張っている。そういう子供たちを濁らすことのないように、業務に励んでいただきたいというふうに思います。叱咤激励をしながら、ひとつ皆さんがうたっている、施政方針の中でうたっている職員の資質の向上でうたっているように公平な業務執行する職員の資質向上に取り組んでいただきたい。皆さんはそういうふうなうたっているわけですから、これは当たり前のことであるし、そこら辺は皆さん方も公平な職員をつくらせていただきたい。そういうことで村民福祉のためにひとつ頑張ってもらいたいと思えますが、村長の答弁を受けて終わりたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 最後の部分の職員の公務等については私のほうでお答えいたします。確かに議員御指摘のとおり、みんなが協働をして、そして村民に公平、公正な立場で業務を実施していかなければいけない。そういう意味ではお互いに協力し合うという素地をつくっていくと、それが職場雰囲気を高めていって、お互いに村民福祉のために取り組んでいこうや、頑張っていこうやという、そういう素地をつくっていくようにいつも心がけているところでございまして、これから今後も、職員の規律、それはしっかりしていきたい、徹底していきたいという思いがございまして、これからは職員が一緒になって頑張っていきます、一丸となって頑張っていきます。議会の皆さん方の御協力もお願いいたしまして、決意の一端を申し上げて答弁いたします。

失礼しました。ただいまの訓示、やっていけないような行為等については先ほど申し上げましたような禁止行為に当たるようなことは絶対やっていけませんよと、それは意思確認はしているつもりでありますし、また今後、こういうことがないようにさらにお互いに協働して進めていきたい、協力していきたい。絶対ないようにするというような基本的な方針。そしてとりわけ飲酒運転といいますか、そういうことについても非常に大宜味村はワーストから数えていけるということですから、特にそういうことも含めて、お互いからまず襟を正していきましようというようなことを常に言っておりますし、またそのことをさらに強化していきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） これで大宜味村入札制度等々についての質問を終わります。

次に社会福祉法人一心福祉会の村有地利活用と造成について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは社会福祉法人一心福祉会の村有地の利活用と造成についてお伺いをいたしたいと思います。平成23年の3月定例議会におきまして一般質問をさせていただきましたが、社会福祉施設誘致や当時の厚生省社会援護局よりの払い下げ交渉等々については説明をしてきましたが、村当局として津波1971番地の35の造成等々について、一括交付金を優先に活用していきたいとのことであったと思いますが、平成24年度、新年度の予算を見る限り計上されていないが、村としてどういう対処をする予定なのかお伺いをいたしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおりでございますが、平成23年12月定例会においても新城一智議員の質問にお答えいたしまして、一括交付金、これ仮称でございますが、その活用をしたいと回答いたしましたことはただいま議員御指摘のとおりでございます。平成24年度のことについての御指摘がございますが、平成24年1月において、沖縄県より一括交付金（仮称）の平成24年度要望予定事業調べがありまして、その中に御質問の事業について平成24年度要望事業として提出をしてあります。ところが現在、一括交付金（仮称）の交付要綱等がまだ定められていないことと、沖縄振興に資する事業の観点からマッチしないのではないかとこの県からの助言を受けているところでございます。そのため今回の予算、予定事業の決定に至っておらず、現在の今年度の予算に計上されていないという現状でございます。今後は、さらに県と調整を図りつつ事業の採択に向けて力いっぱい取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは今の一括交付金に関連いたしましてお伺いをいたしたいと思いますが、まずは先ほど村長からあったように、一括交付金は国の交付金であるわけですね。この制度の設定、例えば交付要綱等がまだ示されていないというようなことであるので、その件はじゃあどうなっているのかお伺いしたいなど。交付要綱ができていないというのであれば、それはどうなっているのか、その件はどうなっているかということをお伺いしたいと思います。また一括交付金要綱が定まらない状況であればですよ。とりあえず町として、私が思うのは財政形成基金を活用して要領が定まったら、それが定まって使えるのであれば、そこにまた戻すとかというようなことは考えていなかったのか。なお、単独事業でもやろうという意識がなかったのかどうかということです。そこら辺どういうふうに村長は思っているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） ただいまの一括交付金の要綱等についてどうなっているかということに対してお答えしたいと思います。まず平成24年度からの一括交付金、仮称ではあるんですが、沖縄県分ですね、交付額としては決定されております。去る2月の後半に沖縄県市町村協議会、そこで各市町村の配分額は決定されております。しかし今、国会で沖縄振興特別措置法、その中に一括交付金等も含まれておきまして、現在審議中であります。この3月中には要綱等が定められるのではないかとこのように県からも、私たちが聞いております。まだ内容については細かい点は聞かされておられません。ただ沖縄

県と内閣府あたりではこの交付要綱あたりはある程度詰めたんじゃないかということもあって、こういった事業には使えるんじゃないか、こういうふうな事業には使えるんじゃないかみたいなことは聞いております。それで今、要望予定事業調べあたりには提出はしているわけですが、何せまだ交付要綱が決定されていませんので、確実な事業ということはできなくて、予算も一応計上していないということでございます。この3月中には決定されるのではないかという県からの意見というか、情報を聞いてはおります。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま議員御指摘の中で、この約束いたしました調整、それはどうしてもやっていかなければいけないことであります。そのとき、今回の事業調査の中で1番目にこのことを上げて調査出しておりますけれども、全くだめだという判断ではありませんで、我々はできるだけそういうことを使いながら実施をしていきたいと考えておりました、その線で今回さらにそれを、県との調整を図る、その一部余地があるという判断を持っておりますので、そこのほうに取り組みをしっかりとしていきたいということで、これから県との調整を重点にしていきたいと思っておりますし、県の一括交付金もこれに使えるかというようなことも考えながらやっております。他の歳入でできないかという話については、まず我々は一括交付金の追求をしっかりとやってきて、そのあとのことを考えたいということございまして、造成についての約束ということについては、これは約束事だと思っておりますので、実施しなければいけないと思っております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 皆さんも歳入探しは模索していると思うんですが、交付金要綱が定まらないときには先ほど言ったように、一括交付金を使ってできるのかできないのか。これを優先的に、村長は一括交付金を使ってやるという、優先的にやっていくという考えを現在持っていると思うんですが、じゃあできなかった場合はどうするかということなんです。その場合には、だから先ほど言ったように単独予算でもやるのかどうかということですね。村長、私はね、これまでの経過もちょっと申し上げるんだが、今の一心福祉会が1982年4月に一心療護園を開設させてきたわけです。そのときに当時の一般会計予算が15億円なんですよ。その財政の厳しいながら、昭和56年第3回臨時議会、そこで議案第33号として、7月23日の1日間ではあったんですが、そのときに4,000万円の債務負担行為を行っているんです。これは先人の皆さん方は何としても我が村に福祉施設を誘致したいと、そういう思いと、福祉で村おこしをしたいという強い思いがあったからそういうふうな厳しい財政の中でも4,000万円の債務負担行為を起こしてまでもやってきたわけです。これからいくとね、村長、あなたは政治家として新年度予算の施政方針、これの福祉分野を見ても造成関連、そういうふうにするというんであれば、造成等に関しても施政方針の中に文言が一言もないでしょう、文言あるべきじゃないですか。これから熱意を持ってやろうという気があるんだしたら、それぐらいの文言を入れて推進していきますということぐらいあっていいんじゃないかと思うんですが、そこら辺どういうふうにしていきますか。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま強い御指摘がございましたが、先ほど来、申し上げましたように、我々、約束をしたことございまして、それは実行していきたいと、いくよということであれうが、その予算の裏づけをできるだけ一括交付金を活用して、それを使ってきて期待にこたえられるようなことをしたいなど。それが一番実行に近い方法だというふうなことを思いながらでありまして、その後、今、

先ほどおっしゃっていましたが当時の予算の出し方等も、これは一定しているつもりであります、そういうことを踏まえながら、独自のことも考えなければいけないと思いますけれども、当面、一括交付金というのがありますので、そこを追求していきたいということでございます。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 議長ありがとうございます。村長、今一括交付金の話だけやるわけですが、じゃあこれできなかつた場合にはどうするんですかということをお聞きしたいわけ。だから村長はその思いがあるのであれば、私がさっき述べたように、なぜ新年度予算の中にも、施政方針の中にも村長は政治家としてその施政方針の中の一文字でも文言を入れることができなかつたのかということなんです。そういう中であれば、業務遂行もやらずんじゃないかと思っているんです。働く職員としてもやりやすい、そういうようなことができなかつたかということなんです。じゃあこれできなかつた場合には村長としてどのような予算を探して、歳入を探してやっていくか、そこら辺をはっきり答弁を受けて終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの施政方針への御指摘につきまして、一括交付金が確実にできるという時点でやろうという思いがあったんですが、今、それがさっき申し上げたような状況なので、ちょっと今、ここには申し上げられないということで、気持ちといいますか、考え方としてはしっかり持っているつもりでございます。それで県のほうの21世紀ビジョンの福祉の分野の中でも、まだこれは確定していませんけれども、平成24年度で確定しますけれども、その中のもので県の交付金や、あるいは県の事業との関係で一括交付金を入れることができるのかというようなことも考えながら追求しているところでございます。そこまでやって、その後、議員がおっしゃっているようなことを考えていくというような順序で今考えているところであります、そう長くはならぬということにはならないと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議員

○ 議長（金城 勇） 次に公共交通機関である路線バスの運行について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 交通機関である路線バスの運行について一般質問をしていきたいと思っております。

現在、村内で運行されている路線バスは辺土名線と川田線の2系統であります、利用者の減少により厳しい運行状況であります、村内唯一の公共交通機関確保のために、県や村から補助金をバス会社に交付して運行を維持しているわけですが、今後の継続もそういった不透明な点もありまして、村としては今後の対策としてどのような考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員のバス路線の運行についての御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、確かに児童生徒あるいは高校生の通学、高齢者や交通手段に不便を困っている村民の足の確保のために公共交通機関の路線バスは必要であると考えております。将来においても、生活路線バスの確保は行っていききたいと考えております。現在、バス会社も経営が厳しい中で、中型車両への切りかえ、本土中古バスの導入、修繕費、人件費の削減をしていると聞いております。村としては平成24年度も引き続き生活バス路線確保対策を推進してまいりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいまの答弁で、これからも生涯にわたって確保をやっていききたいということではありますが、村としてもこの生活路線バス確保対策事業として、毎年県からの補助金で大体147万円ぐらい、村の単独も借金して300幾らか出しているわけですから、その辺もぜひ村民のためにやっていただきたいと思いますが、先ほど答弁の中で子供たち、高校生の交通手段を確保するということでありましたが、なぜこの路線バスの確保ということで質問を出したかということ、私、最近、この辺土名高校の児童数の減ということもありまして、今、存続の問題も大変3村で頑張っているところでありますが、東の高校生の話を聞くと、東から塩屋で乗り換えして、また辺土名高校へ行くよりは、直接、1本で名護、名護高校前通りということで、朝の交通はあるわけです。それでひとつ提案したいのが、今、東に回っているバスが名護から東回りで平良まで行くものと、後は川田線ですね、塩屋から川田まで行っての折り返し、この川田線は当初はユウドマリまでだったが、この高江区民の要望で2003年から延長されたという話を聞いております。例えばこの川田線の朝1本は、川田線を名護じゃなくて、1本は辺土名のターミナルに行くとか。あとは東から回った平良周りを辺土名まで経由させるとか、その辺の、これは都度、都度にダイヤの改編があるわけなんです。その辺の改編のときには、村としての改編の会合には出席やおられるのか、またこういったダイヤ改編に対しても要望は今まで出されてきたのか、その辺ひとつお伺いしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの質問にお答えします。

ダイヤ改編等についての会合には直接参加はしておりません。ですけれども、北部でのバス対策の担当会議とか、そういった場では、今大宜味村でのバス路線の現状とか要望等については、随時話をしております。例えば辺土名高校生の足の確保についてもバスの延長と申しますか、そういったことについては意見は出しておりますけれども、具体的にまだ、どちらかという実現されなくて、バス会社の財政状況とか、そういったことが説明されて余り成果は上がっていないんですけれども、今後とも引き続きそういった路線バスの延長等については意見をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ダイヤ改編などは参加していないということなんですが、高校生の確保のためには何か頑張ってというような意見もありますが、村としても条例の中に大宜味村のバス対策協議会設置要綱というのはちゃんとうたわれていることですから、これは東村もあるし、国頭村もあるわけなんです。だからこの3村でバス会社とも、各3村の協議会、ちゃんと要綱にも、第5条にも他の市町村にまたがる路線バス路線にかかわる事項については、関係市町村で組織する路線バス対策協議会を協議し、検討、調整を行うということによってちゃんとうたわれているわけですから、そういったこの3村の協議会を持ったことがあるのか、その辺もひとつお聞きしたいと思っております。それから先ほど関連、この路線バスに対しては東村の総合計画の後期基本計画の中にも相当危機感を持って、今後のバス対策をどうす

るかということでちゃんと書かれているわけなんです。もしこの路線がどうしても赤字でなくなれば、じゃあ村独自のコミュニティーバスの運行を求める意見が住民からたくさん出たと。そしてまた国頭村も既に有償バスも通っているし、またコミュニティーバスも国頭村は持っているわけです。例えばこれは村としても3村協議して、毎年、毎年借金して300幾らかは出しているわけですから、その辺も活用して、もし赤字経営でバス会社ができないということであれば、その辺の将来的な見通しも考えて、このコミュニティーバスの導入も検討されていけたらどうかなと思っておりますが、その辺をお聞きして終わりたいんですが。あと1件、先ほど平良嗣男議員からのバス停の件もありますが、その辺を関連してこれも一緒にお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 大宜味村のバス対策協議会については、今年度も6月に開催しております。その中の内容としましては、先ほどからあります交通機関のバス路線の確保についてです。先ほどありましたように、補助事業がありますのでその確認をしております。3村でのバス対策協議会というのは開いたことはありませんが、北部地区の協議会の中で、そういう情報交換はしております。先ほどありましたコミュニティーバスについては、国頭村はそういうコミュニティーバスを導入しておりますし、この3村としても導入についてはどうなのかという情報の交換はしております。それで先ほど言いました、6月のバス協議会の中でも強く結の浜でのバス停の設置の意見もございましたので、それで進めておまして、アンケートとか、そしてバス協会、琉球バスあるいは沖縄バスへのバス停の設置についての要請もしてきております。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで公共交通機関である路線バスの運行についての質問を終わります。次に村立診療所の現状について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 村立診療所の現状について。

村民が安心して受診でき、村民のニーズに適切に対応する地域医療体制を確立するために、新たに結の浜に開設した村立診療所についてお伺いしたいと思います。

まず現在のスタッフの構成についてどうなっているのか。

現在までの受信状況はどういうふうになっているのか。

また今後の訪問看護及び診療についてどういう考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質問にお答えいたしますが、これは議員御指摘の結の浜に開設して後のことについてだと理解をしておまして、まず1点目のスタッフ構成につきましては、平成23年10月11日、結の浜に開設いたしました診療所につきまして、現在、順調に診療を行っているところであります。現在、医師1名、看護師1名、カイロ整体師1名、事務長1名、事務員1名、送迎員1名の合計6名の構成となっております。

2点目の現在までの受診状況につきましては、結の浜での診療からでございます。1日当たり平均、10月は42名、11月50名、12月46名、1月46名という結果でございます。

3点目の訪問看護及び診療につきましては、訪問看護及び診療については、村民より強い要望があることは認識しております。そのため村としては、診療所と数回にわたり協議を重ねて実施の要望をして

きたところであります。その結果、訪問診療については平成24年4月実施する予定になっております。なお、一部におきましては、1月より実施しています。訪問看護につきましては、4月以降、体制を整えながら実施する予定で準備を進めております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今現在のスタッフが医師1人、看護師1人、カイロ技師が1人、事務1人、送迎1人ということになっておりますが、今、村長が掲げている健康長寿のいきいき輝く文化の村にするために、大宜味村の医療ですね、これでいいのか、この体制で本当にやっていけるのかどうか。それともう1点は時間外が余り村内にいないということなんですよね、一番の問題は。いつでも安心して受診できる、安心して住める村ということは、近くに医者がおればいつでも安心できると思うんですが、その辺はどうなっているのか、それとこのスタッフを見ると、これは前の医者スタッフなんですが、医師を初め、看護師が、訪問看護の看護師が2人、パート看護婦が3人、リハビリ、事務、医療事務と普通の事務と、9名いたわけなんです。現在は看護師が1人、本当にこの看護師1人でこういったことを十分な治療がやっていけるのかですね。あと1点は、受診状況なんですが、これは月ですよね、月で42名というと、1日当たり1人、2人までいないという状況になっておりますが、そういう状況でこの運営が、村立診療所につき33万円という助成は与えているわけですが、隣にお願いしている薬局は患者がいないと成り立たないわけなんです。しかも薬局としては賃貸して、お金払って借りているわけですから、その辺患者数の減の原因は、診療所の空白があってそこから流れた人もたくさんいると思います。その患者を呼び戻すためには、村当局を初め、この診療所スタッフを初め、相当な努力がない限り、また相当な誠意を見せて村民に、住民にアピールしないと患者も本当に信用できる医者なのか。あるところによると誤診という話も何度か耳に聞こえています。その辺、村としても誤診というのも聞いているのか、その辺もお伺いしたいと思います。あと4月から訪問診療は開始するということではありますが、この訪問診療も在宅医療によって平成4年の改正により、規定された改正により、訪問診療が規定され、これは患者の病状に応じて計画的に患者宅を訪問して実施される行為とされている。このため在宅医療は訪問診療が基本であるが、病状により、当然往診も必要となるということが書かれていますが、これが訪問診療だけじゃなくて、往診のほうもぜひ、当然高齢者が多い大宜味村でありますので、ぜひ患者の意見も聞いて在宅、往診する考えもぜひ取り入れてほしいと思うんですが、その辺はどのような考えなのか。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 大城佐一議員の質問にお答えします。

まずこの体制でやっていけるかということなんです、村としては診療所を委託しているものですから、医師の経営に対する体制ということがありますので、そういうことを今尊重している状況です。2点目に時間外にいないということなんです、診療所としては朝9時から5時まで診療するという形で、5時以降の束縛というか、そこら辺はやっていない状況です。それと看護師が1名ということについても、やっぱり最初の質問と同じように診療所の体制ということ。それと1日当たりの診療、受診者の数なんですが、これは月当たり42名じゃなくて、1日平均42名です。10月で、11月が50名、12月46名、1月46名という形で、9月の喜如嘉で診療しているときに、最終的にはこの病院へ移るということで、かけ込みといたらおかしいんですが、そういった形での数で、そのときに46名平均あったそうです。9月以前については正確な数は把握していないんですが、40名いるかどうかということで、現在、受診

者数については安定している状況です。それと、これまで診療所と訪問診療、訪問介護、看護とかですね、12月からいろいろ協議してきました、4月1日からは訪問診療を実施してもらうことになっておりまして、現在、1月からは1人の方を訪問診療している状況です。訪問診療をしながら、訪問診療をやっていく中で訪問看護だけが必要な方も出てくるものですから、これにつきましては4月以降やりながら、おのずとスタッフとかをふやしていかないといけないような状況に来ると思いますので、診療所側としても状況を見ながらスタッフの強化とか、そこら辺を考えていきたいということを言われていました。誤診の件ですが、直接村民からは聞いてはないんですが、やっぱり誤診と判断できるかどうかというところがこっちでも判断できなくて、こういうことがありましたということは一応担当のほうから聞いています。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひ高齢者人口の多い大宜味村でありますので、ぜひ訪問診療とあわせて、往診のほうもぜひやっていただきたいと思います。ちなみに前回のスケジュールを見ると、前の医師のスケジュールなんですけど、土曜日の午後に押川の出張診療所とか、こういうことをやっているわけです。7時から8時半まで、こういった老人でも自分で来られないところに出張診察もしているわけなんです。そういったものを大宜味村のために考えてやる、誠意のある医師もぜひ村からお願いしたらどうかと思っております。そしてあと1点というか、あと二、三点聞きたいんですけども、在宅医療は、これは外来診療の延長線上にあるようで、訪問介護と往診、あと看取りの診療を基本的に連携したものととらえられているというふうにあるんですが、この看取りについてはどう思うのか。現在、今、診療所にこういった医療器具が整っているのか、そしてこの医療器具を有効に現在活用しているのか、その辺をお聞きしたいんですが。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） まず訪問診療についてなんですが、これまで診療所のほうと協議してきました、診療訪問看護については可能ということを受けていまして、往診については患者から要請があったときに往診へ行くものですから、その間、病院をあけることになりますので、そういったことではちょっと対応できないんじゃないかということを受けています。それと看取りについても、これについても今のところそこまではやりきれないんじゃないかということを受けています。医療機器については、現在、内科に対する機器とかはいろいろそろえているんですが、現在ちょっと以前と違うところは、胃カメラとかが機材はあるんですけども、今の状況では対応できないということで、胃カメラとか必要な場合はほかの専門員を紹介しているような状況です。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 看取りに関しても、地域にいる医者に監察医というか、死亡確認をできるようなあれまでとってもらって、地域にいる医者にやってもらえばお互いの親族も安心できると思うんです。これは何かあって警察に行った場合には時間がかかって大変という話も聞こえております。こういった医師がおればすぐ、速やかにできるわけですから、その辺もぜひ考えてもらいたいと思います。あとの機器なんですけれども、こんな器具もあるのに、これは先生が扱えないのか。使うことができないわけですか、今いる医師が。その辺答えてください。今いる先生がこの器具が使えないのか。もしこれを

利用するのであれば毎週何曜日か、前だったら土曜日か何曜日に北部病院から呼んでやっているわけですね、専門員を呼んで。こっちでちゃんとこの機械を使ってやっているわけなんです、地元で。あともう1点、往診で、あけることができないということなんですが、その辺もやり方次第ではできるわけなんですよ、これ。1人だからできないんじゃないかと、これを前はやっているわけなんです、ちゃんと。こういうこともひとつ考えてやってもらいたいと思います。そしてぜひ村民が安心して、いつでもかかりつけの医師がそばにいるという、いつも安心して暮らせるような村にしてほしいと思います。あと1点は、医師住宅、何でこういう医師住宅をつくったのか、ここに住んでできるような医師はいないのか、もう1回模索する必要はないかなと思っておりますが、その辺の意見は村長に最後に聞いて終わりたいと思いますが、どうですか。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） いろいろ御指摘がございますが、村民が安心して診療が受けられるという、いわゆる安心して生活ができると、そういう環境をつくってくれということでございますが、そのことにつきましては私たちとしてもしっかり努力をしていかなければいけない。体制の問題もありますので、それを踏まえながら体制づくりも含めて考えていかなければいかんだろうと思います。そして医師住宅でございますが、その医師がここに住んでもらいたいというのは我々の希望でもあるし、そうあってほしいわけなんです、何せ今、医師不足等のいろいろな条件が重なって、現在の医師はもう既に自分の確固たる住宅があるということもあって今使われてはいないわけですが、できるだけそういう方向でつくってありますので、活用ができたらと思いますけれども、先ほど申し上げたような現状の中で厳しい面もございます。そういうことを含めながら今後の課題にしていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 先ほどありました胃カメラについてなんですが、緊急事態は操作可能らしいんですが、検査にかかる時間がかかなり長くかかるものですから、それで今、実施していない状況です。代替医師という形では可能だとは思いますが、そこら辺は診療所と十分協議して、いい方向に話し合いをしていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前11時03分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

◇ 宮城辰徳議員

○ 議長（金城 勇） 次に大宜味村の「道の駅」の運営について、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 大宜味村の「道の駅」の運営についてちょっとお聞きいたします。

大宜味村の道の駅で販売されている商品について調査したことがあるのかどうか、現在、道の駅で販売されている商品は8割以上が村外から持ち込まれているものでございます。村のものは大根がメイン

でありまして、ほかはすべてだと、葉野菜まですべて村外から持ち込まれている。特に鹿児島方面、内地方面からも葉野菜まで入れられているという現状ですけれども、調査したことがあるかどうかお伺いします。村として現状の運営でよいとお考えなのか、それとも今後、改善していく計画があるかどうか等をお伺いしたい。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの宮城辰徳議員の道の駅の運営についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、村外商品の割合が非常に高いということは我々も認識をしております。御指摘にありますようなことにつきましては、我々としては非常に気を使っているところでございますが、道の駅及び活性化センターの本来の目的を達成できていないということは、運営のあり方について改善すべき点が多々あるんだというふうに思っております。そこで今回の施政方針にも述べてありますように、運営管理について指定管理者への意向を視野に入れながら施設の有効活用と活力ある村民参加型の利活用ができるよう改善をしていきたいというふうに考えているところであります。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 今、指定管理という話もありますけれども、本来の、お互い道の駅でという、当初の目的がどうであったかということも考えながらやるべきじゃないかということを私は思うわけです。要するに今、私もちょっと羽地漁業協同組合のほうに所属してまして、そのほうにも文書として来ていたということなんですけれども、お互いのミスで地域になくて、平成24年3月1日に大宜味村地産地消推進協議会の設置についてと、すばらしいものを設置しようということで今やられているわけですね。ですからそういった大宜味村の目的である長寿の村とか、いろんなもので安心で安全である商品を提供しようということも、設置しようということでもありますし、その中でどういう形で持っていくかと、私が言いたいのは指定管理をしたときにこういったものを踏まえてできるのかどうか。本来は大宜味村で生産された農産物、水産物、そういったものを直売店として1つのアットイグワァーから出てくるものとか、そういったものを目的としてつくられたことだと思うんですけれども、毎年、毎年、手登根さん1人で頑張っている状況で、行政としてどういう形で協力しながらやってきたかということが見えないわけです。言いたいのは、今後、すぐには変えられないと思いますけれども、中期的にどういったプロジェクトをつくるとか、そういった形のある計画があるのかどうか、お伺いしたいと思いますので、担当課長でもよろしいのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） ただいま宮城辰徳議員から御指摘があったように、まず設置の目的として改善センター及び道の駅について、農林水産物の販売や特産品の加工販売、食材の供給販売、特産品の開発、研究、展示、直売等の共同利用ですね。あと村民健康の文化伝習交流とか、いろいろ設置目標があります。これについてなかなかできていなかったことについて、我々も多々反省をし、今後、村長の施政方針にも述べているように、この指定管理者、それだけがいいのかという話じゃなく、ここも含めて話し合いを持っていきたいと思っております。新年度、平成24年度の半年をかけて運営委員会等を開いて、もう一度、話を持ち、現在3業者ですか、道の駅に入っている3業者も含めて、また話し合いを持って今後の取り組みを展開していきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番(宮城辰徳) ちょっと遅いようではありますがけれども、素晴らしいそういう計画がありますから、大宜味村の道の駅を窓口にして、農産物のそういった一つの拠点として大宜味村の顔、要するに農業、漁業から出てくる品物、加工製品が販売されていくというのが一番望ましいことだと思います。特に今、観光というものを強く進めている中で、大宜味村の道の駅に来て、何だ大宜味村のものはないじゃないかと、そういう雰囲気では寂しいんじゃないかということで思います。それから道の駅の設備についても古くなってきて、故障してきていると。例えば今、台風時にはシャッターが壊れていると、閉められなくなっていると。それから今、露店で、テントを伸ばしてやっている部分も雨漏りして大変だと、そういったものもどういう形で修繕していくかということをごひ前向きに検討して、きれいな道の駅にさせていただきたいと。ちょっと愚痴になりますけれども、皆さんそばにあります花、それから苗木等を販売している地域のことですけれども、去年の末ですか、私情報来たのは。もう古くなっているから撤去しますよという話を聞きました。それから3月の初めまでどういう状況で進めるということがないので、私はもうそういう植えている方に、もう閉めますのでということで引き取りをやめるという話をしていたということを知っております。しかし先日、来てそういうものをまた直してあげますよと、要するにこの長い期間借りている方に報告しなかったかということが大変寂しい話ですよ。やる気をなくして、緊急になってまたどうかというのは、本当は思いやりのあるそういう仕方で行っていただきたいということなんです。そういったものを含めて今後の対応について一言御答弁があればお願いして、私の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○ 議長(金城 勇) 産業振興課長。

○ 産業振興課長(新城 寛) 今の御質問のグリーンハウスについては、本当に時間がかかってしまって、店主には非常に迷惑をかけたところです。私も運営委員会を開いて、じゃあこのグリーンハウスについてどういうふうにしていくかということをご協議いたしました。その中でやはりグリーンハウスは必要だということでありまして。今回の当初予算のほうには上げていくところではないんですが、今後、グリーンハウスの改良もしながら残していく方向で考えております。これも含めて、農村活性化センター及び道の駅、その運営につきまして、先ほども述べたように、平成24年度、またここに力を入れながらどのような展開を持っていくか、村民を初めとする皆さんの御意見を聞きながら、どうにか平成11年当時の最初の活気ある道の駅、そこに持っていきたいと考えておりますので、御了承をよろしくお願ひします。

○ 議長(金城 勇) 以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

◇ 平 良 英 勝 議員

○ 議長(金城 勇) 次に村道災害復旧工事について、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番(平良英勝) それでは村道災害復旧工事について一般質問をさせていただきます。

昨年は大型台風襲来により、沖縄県を初め、全国的な大きな被害をもたらせたことは御存じのとおりでございます。本村においても村道、農道、林道と、村全体に倒木、地滑り、落石等の被害があり、その後、多くの箇所は復旧が終了している状況であります。田嘉里第1団地近くの村道のり面が、昨年の台風により落石がありましたが、いまだに復旧されている状況ではありません。その箇所は学童の通学路、住民の生活道として利用されています。現在も降雨、強風のたびに落石している状況であります。

村として来年度予算で復旧工事が計画されているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。
（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の村道災害復旧工事の御質問についてお答えいたします。

御指摘のとおり、昨年は大型台風や異常降雨量により、村内各地において土砂災害が発生いたしました。道路災害事業においては、採択条件として最大24時間雨量80ミリ以上の降雨、時間雨量20ミリ以上、最大風速15メートル以上の異常気象状況下で道路の構造に支障が生じた場合に適用されます。本現場においても事前調査は行っておりますが、採択要件には至らなかった経緯があります。しかしながら議員御指摘のとおり、通学路や生活道路として利用されている道路の安全確保の面から危険除去に配慮する必要があります。現在、道路片側にバリケードを設置して注意喚起を行っておりますが、応急処置としてのり面の土石と樹木の除去を実施してまいります。議員御質問の新年度予算での計上計画ですが、現時点では計上されておきませんが、地形、地質等を調査して復旧工法を検討し、早い時期での予算を確保し対応してまいりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 今、村長の答弁にありましたが、調査はしたということではありますが、どういった調査をしたかはわからないんですが、ここは私が質問した内容についても、通学路なんですよ、今見たら対策も何もされていない、ただカラーコーンが置かれてやっている状態で、いつ石が落ちてくるかわからない状態ですね。木も何も触っていません。強風になった場合は木が動いて落石するんですね。向こうはグリ石みたいな石なので、石ではないんですよ。雨降ったり、風が吹いたりしたら常に落ちてくる状況なんですよ。子供たちがもし雨降りとか、強風のときに通って場合に落ちてしまったらもう大変なことになりますよね。こういった状態ですので、今、予算は計上されていないということをお聞きしたんですが、ぜひ早目に計画、調査して、結果を出して、早目に処置をしないと、いつまでたってもできない状態では困りますよ。村民の生活道なんですよ。スクールバスも毎日通っています、中学のですね。こういった状況の、非常に住民が利用している道なんです。早目にこういった道路は改善して、木を伐採してフェンスを張るとか。カラーコーンを置いては防護は何もならないんです。石はどこに飛んでいくかわからないです、ああいった高いところから転がっていったらですね、どこまで飛んでいくかわからない状態で。もし子供たちがここから通りながら当たった場合はどうなりますか。非常に危険な場所なんですよ。今、全然触っていない状態なんですよ、ただカラーコーンを置いてこれで終わり、道も狭い、一方通行になっているんです。両方通行できないんですよ、対面通行は。こういった状況で何で肝心な道を早目に対策とらないか不思議でたまらないです。村長ぜひですね、今年予算は取られていないというんですが、ぜひ何かの予算で早急にこの道を復旧してください。そうじゃないといつも不安で、子供たちは不安で通っているんです。これはおかしいです。早目にこういった、村民が常に使っている道をですね、早目に復旧工事しないということは、これは予算取れるんじゃないですか、どうにかやってくださいよ。関連してあと1件あります、村道の件ですね。以前に田嘉里前区長からお話聞いたんですが、田嘉里の985番地の2、美里橋と浜の間の直線の陥没しているところがあります。課長ありますよね、山城豊の前の道路なんですよ、向こうは工事するというを私は区長から聞いたんです、向こうは工事するというになっていますということで、2カ年になりますよね、ま

だ全然触っていないです。向こうもいつも水たまりで、道路の半分以上は水がたまっているんです、常に。排水も20年来掃除されていないと思います、あのU字溝ですね、今、住宅が数年の間に四、五軒できていますよね。こういった排水路もちゃんとしないと、生活排水もどこに流すかということなんです。向こうもちゃんと整備するか、補修をやってもらいたいと思います。これは予算は取られているんじゃないですか、課長にお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） ただいまの平良議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの村長の答弁にもございました。最初の事前調査ということにつきましては、道路債、公共土木債の災害事業の採択要件等について該当するものなのかということで現場を確認しましたところ、道路の利用に構造とか、そういったものについての影響がないということで事前の県からの確認等についてもその災害の採択には該当しないということで報告しました。それから先ほどの村長の答弁にもございましたように、応急処置としましては、やはり議員から御指摘がありましたように、ちょっと赤土ではなく、地形等についても、地質についても風化岩とか、そういった石灰岩の一枚岩ではなく、そういう地質でもあるということで応急処置として、今年度予算の修繕等の予算等を確認しまして、できる範囲の倒木、木の伐採、それから上にあります土石等、取れる範囲の危険除去についての応急処置はすぐできる範囲で行う。それで4月の予算を第一優先にして除去等に使うということで、すぐこれにつきましては対応させていただきたいと思います。それから予算確保という点につきましては、この地形等の、地質等の調査を行いまして、どの方法がいいのか、落石防止がいいのか、それともり面の保護を行うのかということを確認調査をしまして、それに見合う予算を確保していきたいということで考えております。そういうことで一応、応急処置としましては、すぐにも行う準備をしまして、今、積算関係等を行っておりますので、議員御指摘のとおり、また児童生徒の通学路でもありますので、そういう安全な道路ということで、危険除去についてはすぐに対応させていただきたいと思います。田嘉里のほうの村道についてですが、今年も2世帯の新築がありまして、住宅地として整備されつつあります。そういう中で排水関係の確認ということですが、これまで末端関係の排水等についても十分調査をしておりますので、その辺も確認しまして、道路の排水の状況を見て、新年度につきましては塩屋と津波の排水の条件が悪いところについて、生活改善という感じの事業で行っておりますので、それを十分調査行いまして、その事業にマッチしているかどうかということで考えて、調査しまして、その路線についても計上していきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 今、建設環境課長から御答弁がありました。誠意を持って取り組んでいきたいということでありますので、この件について早急に対策をとるなり、またいろいろと対策を講じてもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

◇ 安里重和 議員

○ 議長（金城 勇） 次に有害鳥獣対策協議会について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 有害鳥獣対策協議会について質問したいと思います。

鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置法が議員立法により提出され、平成19年12月14日可決成立し、平成20年2月21日に施行されて4年余りになりました。近隣の町村よりおくれはとりましたが、我が大宜味村にも協議会を設置することができたと聞き、村が作成した大宜味村鳥獣被害防止計画に目を通させていただきました。この大宜味村鳥獣被害対策協議会が農家などの救世主になることを期待しております。それでは次の3点についてお伺いしたいと思います。

1点目、鳥獣の種類としてイノシシ、カラス、シロガシラ、ヒヨドリ、マングースの5種類が対象となっておりますが、コウモリも対象とすることができなかつたのか。

2点目、法第9条の3項でうたっている実施隊は村長の任命する者とありますが、その実施隊は大宜味村狩猟者会（民間の隊員）だと思いますが、会員は何名いるのか。また任命した個々の名前を公表していただきたい。

3点目、事業費としてソフト・ハードに分けてどれだけの予算を積算しているのか、この3点について村長に答弁をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの有害鳥獣対策協議会について、安里議員の御質問にお答えをいたします。

3点ございますので、順を追って答弁いたします。1点目のコウモリも対象にすることができなかつたかということにつきまして、議員御指摘のコウモリにつきましては、国においてはコウモリ種全般が環境大臣許可権限とされており、生態調査等のためや専門研究機関による保護許可基準が設けられていることから、県及び村の現段階での鳥獣被害防止対策計画の対象外となっております。

2点目の有害鳥獣特措法第9条第3項における実施隊については、現在、任命はまだ行っておりません。予定としましては、議員お考えのとおり、大宜味村狩猟者会のメンバーの任命を予定しております。狩猟者会のメンバーにおきましては、会長承諾のもと、区長会での報告は行っておりますので、今後におきましても広く農家を初めとする住民へ知らせていきたいと考えております。

3点目の事業費としてソフト・ハードに分けてどれだけの予算を積算しているかについては、ソフト事業においては200万円の限度額以内を予定しております。ハード事業におきましては740万円を予定しております。ただし、確定額ではありませんので御了承をお願いいたします。以上です。

○ 議長（金城 勇） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 村長、答弁どうもありがとうございました。ハード事業に対して、捕獲方法で罠や侵入防止柵を設置するかと思われそうですが、どのような罠を仕掛けるのか、またどのような資材を使用し施工するのか。また狩猟者の制服や腕章等の着用はあるのか、施工計画等がありましたら、ぜひとも担当課長でよろしいですからお願いします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 今、議員からの御質問ですね、まずソフト事業とハード事業に分けられております。ソフト事業におきましては、この先ほど言っていた実施部隊のほうの事務的経費及び研修会、講習会、そういったものの活動費等に充てられる予算が200万円以内という話になっております。次にハード対策事業といたしまして、自力施工が基本です。農家の自力施工による資材費への定額補助、それを考えております。それについてはワイヤーメッシュ等、あと近隣市町村におきましてはモズク網

の再利用、そういうような形でやられております。畏につきましてはいろいろな畏があります。それについてはまた狩猟者の免許等もありますので、そこら辺を考慮しながらやっていきたいと。村長からの答弁にもありますように、事業費としては200万円以内のソフト事業、ハード事業におきましても740万円、そこにつきましては現在、直接協議会のほうに入ってくる予算であり、村議会を通しての予算ではないということを御認識をお願いします。現在、これが限度額みたいな形になっておりまして、平成24年度について、これからまた申請を行いながら予算の確保に向けてやっていきたいと。今年、平成23年2月29日に設置しております。鳥獣被害防止対策協議会、そのこのほうで予算化を行って、そこで事業を行っていく予定であります。よろしくをお願いします。平成24年2月29日に協議会の設立総会を持っております。よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） あと1点、狩猟者の制服とか腕章等の計画等は。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） そこにつきましても、先ほどのソフト事業の中での狩猟者におけるそこでの経費で購入できると考えております。そこでもってそういうことをやっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって発言を特に許します。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 答弁どうもありがとうございました。施工する場合には、安全には十分注意して施工していただきたいと思います。また村民の救世主になるよう期待し、私の質問はこれで終了いたしますが、この場を借りてこの協議会の設置について苦慮していただいた具志堅朝秀議員、また新城寛産業振興課長、本当にお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 議長（金城 勇） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前11時46分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時47分）

◇ 前田 孝 議員

○ 議長（金城 勇） 次に火葬場駐車場のライン引きについて、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 火葬場駐車場のライン引きについてお伺いをいたします。

駐車場のラインが大部分が消えかかっております。それは皆さん御承知のとおりだと思います。特に中央部分につきましては、完全に消滅しているんです。それで利用者の不便を解消するためにも早急に対処すべきだと思うわけなんですけれども、村長の御見解をお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) ただいまの前田 孝議員の火葬場駐車場のライン引きについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、駐車場の白線が完全に消滅しているという状況でございますが、そういうことがあって利用者に非常に不便を来している、そういう認識に立っております。それでさらに複雑を招いているものと思いますので、新年度の早い時期に新たなライン引きの予算を確保し、駐車場の機能を高め不便解消を図ってまいります。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) これは本来ですと、議会で指摘されずに執行部のほうもさっさとやるべきですよ。それとこのラインについては火葬場だけじゃなく、村の管理するすべての施設ですよ。改善センター、役場、各学校とか、そういったすべて網羅して再度そういう状況を掌握する必要があると思うんです。それで必要なところはすぐやるということでやっていただきたい。なぜこのライン引きの件についてお話しするかというと、1つ事例があるんですよ。焼香しに来られた高齢者の方が中央部分で線がしっかりしていないものですから斜め駐車しているんですね。そうするとその駐車場係と口論しているんです。そういうことで最期のお別れに来ている人はやっぱり心安らかにさせたいですよ。そこで口論して、気持ちが悪くなってはやっぱりそれはいかんじゃないかということで、そういう事例がありましたので、早急にやっていただきたいと。それと関連して申し上げますが、建物本体の名称、大宜味村立となっていますね。そして国道のそばの案内板にも大宜味村営と書かれております。どれが正しいですか、両方とも正しくないんですよ。設置条例をごらんになってください。設置条例では大宜味村火葬場なんです、「立」も「営」も必要ないんです。役場正面玄関で大宜味村立役場と書きますか、大宜味村営役場と書きますか、それではいかないんじゃないですか。そして国道沿いの案内板の下のほうは大分腐食している。それをやりかえる場合に国道に左折する場合にちょっと邪魔なんです、あれは、視覚的に。立てかえす場合にはひとつ検討を要するんじゃないかとそう思うんです。それもあわせてやっていただきたいし、その村立、村営の名称の統一というのは基本的なものですよ、条例上として。大宜味村営役場とはないでしょう、そうでしたらこっちもたまには大宜味村立とか、大宜味村営役場と書いてみたらどうですかねと思うぐらい。それは担当課も十分やらないと、それで新聞掲載する場合に、その業者は大宜味村営と入力しているんです。私も指摘したんですね、前に、村営は抜いてくれと、営は。だけれども入力されているから今慶弔欄見ますと大宜味村営火葬場と全部新聞そうなんです。条例上きちんと確認出してください、条例上は大宜味村火葬場なんです。それで総点検と、その看板名称の問題、それと案内板を立てかえす場合の設置場所の検討ですね、その3点についてお伺いして、この件に対する質問は終わります。

○ 議長(金城 勇) 村長。

○ 村長(島袋義久) ただいまの前田 孝議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおりでございます。今さっき申し上げましたように、この火葬場については具体的にすぐやりますということと、それからその他のところは幾らか出ましたけれども、すぐはできない部分とございますか、追いながら、予算との相談をしながら改善していくというようなことは考えております。当面今は、非常に差し当たって必要な部分は火葬場のものと、もう1件は診療所の出入り口のものが見えないという、そこは非常に急を要するなということもあって、今、そこら辺は考えているところであ

りますが、実施に向けて考えていきたいと思っております。今、全地域における必要な部分についてはしっかり調査をさせたいと思います。そして看板と名称と位置については、それはぜひ検討させてください。位置については、今のような安全の面からしっかりいい場所があるかどうかということも含めて検討させていただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで火葬場駐車場のライン引きについての質問を終わります。

次に大保ダムからの取水に対する財源確保の見通しについて、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 大保ダムからの取水に対する財源確保の見通しについてお伺いをいたします。

平成18年2月27日に、沖縄本島北部地域ダム所在市町村連絡協議会が6市町村参加して発足をいたしております。これまでの同協議会での協議の概要と助成措置の見通しについてお伺いをいたします。また施政方針にうたわれております「新たな歳入財源創設を視野に入れ」ということなのですが、本財源を想定されてのことでしょうか。あるいはダム所在による国有資産等所在市町村交付金を想定されているのか、あわせてお伺いをいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおりでございますが、水源涵養林の保全や施設維持管理の費用の一部負担を受益者に求める水源税の導入に向け、国、県との調整や県外の事例研究などの目的で協議会が設置され、担当課長で構成する幹事会で研究を重ねてきました。当初、北部地域独自の法定外目的税を制定化、沖縄県における水源環境税の導入を制定するのか2案を検討してきました。その後、税制の検討、税導入以外の財源確保の2本柱として検討を重ねています。税制の検討でも北部地域独自の法定外目的税導入が沖縄県における水源環境税の導入を制定するのか検討が行われてきました。税導入以外の財源確保については、県企業局からの予算確保、沖縄県水源基金の継続を具体的に検討しています。そのうち沖縄県における水源環境税、県企業局からの予算確保、沖縄県水源基金の継続を重点的に研究しています。その後、大宜味村、国頭村、東村において、水源地域振興交付金創設の検討がなされ、その結果を幹事市町村である名護市へ提出しています。水源地域振興交付金創設については、ほかの案に比べてメリットが大きいことから3件とともに検討してきました。平成20年度以降は、沖縄県水源基金の継続を除く3案について検証し、その中から水源地域振興交付金創設に絞り込み、根拠や裏づけを見いだす作業を行ってきました。しかしながら明確な根拠や裏づけを見いだすことや、県民の理解を得ることができない状況が続いています。平成23年度には県企業局、受益市町村と6市町村の担当課長で今後の水資源利活用の会議を2回持ち、水源地域の考えを受水市町村等に理解させるための努力をしてきました。一部の市町村では、お世話になっている水源地域を助成する必要があるのではないかという意見もありますが、制度化するには厳しい状況は続きます。施政方針の新たな財源は、大保ダムからの取水に対するものを限定したのではなく、結の浜への企業立地にある法人村民税や固定資産税、分譲地の固定資産税などを含め、現在ある財源の増や新たな補助事業の検討などを総合的にうたったものであります。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 先ほど村長のほうから検討事項として水源環境税の導入の問題、1点目。県企業局からの予算確保、それと沖縄県水源基金の継続、水源地域振興交付金の創設という、この4番目の

ものは平成19年度に北部3村から追加提案されたものだと理解をしているわけなんです、その中で水源環境税の導入については、平成20年度以降も継続して、一番現実味があるということで幹事会での結論が理由としては上げられております。県企業局の予算確保も検討を継続していくと、水源基金からの問題についても御承知のように平成24年度で解散するということですから、これは検討に値しないということで3番目のものについては省かれているというように理解しているんですが、水源地域振興交付金、これは先ほど申しあげましたように、北部3村から平成19年度に新たに追加された案なんです、その実施計画の中では平成22年度に要請して、平成23年度に制度設立して、平成24年度より支給開始を目安に検討をしていくということになっているんですが、現在、案として最も有効な案はどれであるのか、そしてその実現性の見通しはどうであるのか、その2点についてお伺いをいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋幸俊企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋幸俊） ではただいまの質問にお答えしていきたいと思っております。

まず1番有効なものとはどれなのかということなんです、今、幹事会では水源地域振興交付金創設について、それが一番現実味があるんじゃないかということで、特に平成23年度においてはそういう作業を主に行ってきております。その交付金についてなんです、やはり現代の資本主義社会においても資源の調達、それは基本的に無償のものはありませんということ。水資源についても受水事業者においては当然に有償として受水原価に加算されるべきものであるという考えから、水源地域の環境を保持するために私たちが負担しているものですね、それを一部受水市町村の方々にもそれは負担してもらおうという趣旨で、それを主に進めているところです。しかしながらこのいろいろな問題がありまして、特にこの水は天から降ってきた水というのは主がいるものではないと思います。しかし私たちは、これまで慣行的に水を使ってきたし、川を利用して、あるいは守ってきました。そういうこともありまして、慣行水利権は私たちは持っているんじゃないかという、今論争をしているところです。先ほど村長の答弁にありましたとおり、那覇、南部、あるいは中部の市町村の中においては、やはり私たちもそういう負担を一部やるべきでないかという市町村もあります。でもまだまだ県民の理解を得るという段階までは来ておりません。まだまだ非常に厳しい状況は続いています。そういうのを、この問題をクリアするために私たちも今研究しているところなんです、この幹事会あるいは理事会だけではなくて、議員の皆さんもそのあたりの考えを、アイデア等をぜひ私たちにいただきたいと思っております。そのあたりをよろしくお願ひして答弁としたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 最も有力であるという案は、北部3村が平成19年度に追加提案された水源地域振興交付金ということで答弁があったんですが、これは非常にほかの案に対して、比べて、この振興交付金というのは受益市町村のメリットは高いんですね、ほかよりですね。これは実現すれば全国でも初めてのものということであるわけなんですけれども、その分、他自治体で前例がないだけにクリアすべき課題も大変多いだろうということが懸念されるわけなんです。それについてもやっぱりこれから幹事会を開いて、勉強など進めて実現に向けて努力していただきたいと思うんですが、その連絡協議会から要請した場合は立米当たり10円の365日ということであったんですね。今、その単価の問題についてどのように議論されているのか、その点もお伺ひしたい。また先ほど議員の皆さんの協力という言葉がありましたけれども、これは平成19年11月16日に北部3村の議員研修会も改善センターで行っている

んです、大宜味村の改善センターですね。そのときに前副村長の宮城さんを講師に招いて、その水源地についての勉強会もやった経緯がございます。そういうことで議員の皆さんもある程度理解しているんですが、しかしその具体的な中身についてまだはっきりわからないと思います。私は前から持っている資料に基づいてやっているわけなんですけれども、これについては財源的に見ますと非常に魅力ある、実現すれば魅力ある財源になると思っております。それは幹事会だけじゃなくて、前副村長のほうが非常にこれは力を入れて取り組んで、その連絡協議会を立ち上げたということも理解しているわけなんです、さっきの件と、そして副村長に見解をお伺いしたいんですが、前副村長もいろいろ御苦労なさって、そういう協議会を立ち上げてきたお話を述べたんですが、副村長も重要課題として位置づけてこの問題に、前副村長に劣らず取り組んでいかれる決意のほどをお伺いしまして、この件についての質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） 前田議員の質問にお答えをいたします。

まず決意でございますけれども、当然のことながら水源基金が平成24年度でなくなるわけですから、これにかわる財源を求めるのは当然だと思っております。先ほど村長、それから課長からも答弁がありましたけれども、私どもはまずこの今までの過程、歴史、特に山というのは私ども生活の糧であったわけですね。その山で、木をある面守ってきたわけでございます。そういう意味で水量の確保、水質の確保は私どもがある面守ってきたという認識を持っております。そういう観点から、ぜひこの今出されております制度については、私どもしっかりと受けとめて頑張っていきたいと思っております。以上、決意でございます。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 単価についての話であったんですが、当初10円を想定しておりました。10円といいますと、月にすると平均的な家庭で400円ぐらいという話を聞いております。40立米ぐらいが一般家庭での生活用水ではないのかという、そのあたりから想定して400円ということであるんですが、しかし、今、この単価にこだわらず、まずその創設、それが先じゃないかということで、私たち幹事会としては5円、あるいは1円でもそれは永代的にその確保ができればそれはいいんじゃないかということを考えております。この10円にこだわるんじゃないかとまず創設、議員のおっしゃったとおりこれは全国で初めての制度となります。そのためにハード部分もやはり高いです。受水市町村のほうからも、またあるいは県のほうからも事例がないという話はやって、私たちこの連絡会の中でもそういうのがあります。しかし今、北部のダムというのは、一市町村の山で受けた水を一市町村のダムで受けているような状況です。県外のダムというのは幾つかの県、あるいは多数の市町村をまたがった水源地域の市町村と、また受水市町村あたりが重複しているような状況もあります。そのあたりのダムの違いを訴えてはいるんですが、なかなか理解はそこまではされない状況でもあります。そういうのを打破するために私たちも勉強していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 新 城 一 智 議員

○ 議長（金城 勇） 次に防災対策について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では防災対策について一般質問をさせていただきます。

3・11東日本大震災から1年がたちました。改めて被災された方にお見舞いを申し上げ、また亡くなられた方に哀悼の意をあらわしたいと思えます。いまだ被災地では行方不明者も3,155人と新聞紙面等でもありましたが、原発事故やいろんな悲惨な状況が続いています。備えあれば憂いなしということがあるように、記憶に新しいうちにさまざまな対策を考え、また計画し実行していくことが重要です。特に津波対策については大変重要で、避難所、避難経路は一日も早く整備する必要がありますが、村当局はどのように考えているのかまずお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の防災対策についてお答えをいたします。

特に津波対策についてでございますが、これは避難所、避難経路は一日も早く整備することが大変重要であるという議員の御指摘のとおり、我々も認識をしております。現在、住民福祉課では災害時における避難経路と要援護者の支援分担及び日々の安否確認等を行うため、地域支え合い体制づくり事業を実施しております。さらに3月末までの沖縄県地域防災計画の修正及び平成24年度には市町村の防災計画の修正業務が予定されているところであります。現在、各分野で進められている防災対策の修正計画を参考にし、大宜味村の特性に似合った地域防災計画の修正を沖縄県と関係機関の連携のもと整備していきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） さまざまな対策が、県も含めて予定されているということですが、やっぱり地域の防災は地域で守ることが前提に来ないと、大宜味村も17字、部落あって、高台にある部落、また海に面している部落、さまざまに変わってくると思います。だから防災計画も見直すのもそうなんですけれども、やっぱり想定もありますよね、想定外という言葉がよく使われますけれども、やっぱりそういう想定をどこに置いて、どういう対処の仕方をするのかを村が主導して持ってもらって、避難経路については各字ごとにそういう区長を中心、あるいは防災組織があるところは防災組織を中心とした人たちの意見も取り入れながら、各字ごとに地形も違いますし、どれだけ早く高台に上れるかという。部落によっても1カ所じゃなくて、2カ所だったり、3カ所だったりということも考えられるわけですから、その辺は計画するに当たり、村は想定をしっかりと、その想定に基づいて各区長を中心、あるいは防災組織があるところは防災組織を中心に避難経路、どれぐらいかかるか、見積もりとか、そういうのもあると思いますけれども、そういうところを尊重してやるべきじゃないかと考えますけれども、その辺について答弁をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） きのうだったんですけども、東日本大震災から1年ということもありまして、全国的にいろんな報道がありました。特に県においては、県の防災計画の修正ということで、今月の末には公表したいということも出ております。それで先ほど議員の指摘もありましたけれども、やっぱり3・11後は防災、減災というものの考え方を根底から変えたということです。沖縄においては特に台風とか水害中心だったのが、津波をかなり意識した効率的な避難、平時の意識づけ、避難対策が非常に重要ということと、自主防災組織のコミュニティーの強化や学校教育、観光客の避難誘導ですね、特に帰宅困難時の対応とか、都市部におけるそういったものももろもろありまして、本当に防災、減災

に対する考え方を見直すというんですか、修正しなければいけないことであります。その県の防災計画等々の伝導で、村の防災計画も修正、見直しを平成24年度にはやっていきたいということを考えております。その中で先ほどありましたように、どういった事態が起こるかという想定については、やっぱり地域住民と十分に意見、議論を深めて村の防災計画の修正に役立てていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） この防災について、根路銘でも次年度、事業でそういう対策が行われているということなんですけれども、そのあたりの想定はどういうところを想定して実施されているのか、その辺も含めて伺えたらいいと思うんですけれども、あとやっぱり一日も早くということですので、県の防災とかそういうのを待ってられない部分もあると思うんです。独自でやれる範囲で対策はとっていかないといけないと思っておりますので、別に国がどうか、県がどうかというよりも、村独自の考え方で村民の安全を守っていかないといけないと考えますけれども、その辺について村長の決意と、また先ほどあった根路銘の事業について、どの辺を想定されて、例えば沖縄近海でマグニチュード幾つで、津波がどれぐらいあるとか、そういうこととか、どのような想定に基づいてそういう計画がされているのか、もし想定があればですね、なければまたおかしいわけですから、お示しいただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 今、津波の高さのことの想定だというふうにとらえていいかと思っておりますが、17メートルとか20メートルぐらいまで考えないといけないと思っております。現在の防災計画では、一応は一時的なものは5メートルということであって、それは一時的なものであって、特に基本的なところはとにかく早く高いところに避難しなさいというような防災計画になっておりますので、その辺をこれまでの、あるいはいろんな資料でやっていきたいと思っております。先ほど村長の答弁の中にもありましたが、村では既に高齢者のこういう避難路というんですか、要介護の方々の避難についての計画も平成23年度では終了し、平成24年度から走らせたいということになっております。そして沖縄における津波の震源地というのが沖縄本島の南西部ですね、宮古、そのあたりだということもありますので、それはいろんな資料等を検討して、本当に村民の安全、安心というんですか、それが確保できるような避難対策をやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほど一智議員の御指摘、御質問がありました独自でも考えないといけないんじゃないかということですが、県のものも確かに非常に重要なことですので。整合性を持たせながら、我々として何ができるのかということをも今の想定を確固たるものを含めてすぐ議論をしていきたいというふうには考えておまして、また想定はここまでという懸案といいますか、そういう確定は、今あった17メートル、20メートル…、20メートルぐらいの想定はしないといかんかなと思ったり、話はしているんですが、まだ確定的な村としての方針はこれからしっかり検討していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ありがとうございます。やはり今、根路銘の件もお伺いして、5メートルの想定で一時避難的なことだということなんです。ただ地震、1年前に起きた東日本大震災では12メートル以上の津波が観測されたり、到達的には三十何メートルまでいったという話もありますけれども、やっぱり

本州、今、東南海、南海地震という、連動して起こるとというのが一番懸念されているところなんですけれども、向こうで起きた、地震によって起きた津波というのはタイムラグがあって、30分、40分かけて沖縄に到達していくというのと、沖縄近海で起きたら10分、20分という、短い時間で来るという想定と、やっぱり両方あるので、その辺を含めて避難所、避難経路の整備はやっぱり、村長が先ほど言われた県のことも重要ということでもありますけれども、あくまでも予算的な裏づけの部分でこの防災計画、県が策定したのが重要ということにとらえていいんだらうと思いますけれども、やっぱり地域との連携という意味では、先ほど福祉課の事業の件もありましたけれども、じゃあその地域においてだれがどの役割をしてどういうふうに年寄りを安全な場所まで移すかということも含めて、やっぱり考えるには各字ごとで十分議論する必要があると思います。その辺を含めてもう一度村長から防災の危機意識も一日も早くやらないといけないという思いを一言お伺いして終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま新城一智議員の御指摘のとおりでございます。対象になるのは村民全員でありまして、その一番立地条件を知っている方々というのは地域に住んでいる方々。ですから我々としても想定を含めながら村の考え方をしっかりしながら、どうしても実施の段階に持つていくための説明ということと、御理解ということを得なければいけません。どうしてもこういう場合は各区長会、あるいは区長を中心とした各部落でのその取り組みの強化をお願いしなければいけないと。それをまとめていくと全体、お互いに一人一人が助け合う避難の仕方というものはつくり出せるんじゃないかなと、そういう期待を含めておりますけれども、地域住民、部落との連携を強化していきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） これで防災対策についての質問を終わります。

次に風力発電施設について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では風力発電施設についてお伺いします。

いろいろ沖縄電力との交渉というか、事業も最終段階だと思えますけれども、協定も済んだりですね、現在の進捗状況についてお伺いしたいと思えます。どのようになっているのかお答えください。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それではただいまの新城一智議員の御質問にお答えをいたします。

現在の進捗状況でございますが、9月定例会で村民、近隣住民の不安を取り除くため、風車から発生していると思われる低周波及び低周波振動等による健康被害、または事故等の責任の所在を明確にして協定を結ぶことの決議がなされました。住民の不安解消や事業への理解を深めるため、12月20日に再生可能なエネルギー講演会を沖縄県と共催で開催してきました。その講演会では議決にあります心配を多く解消できたものと考えております。また最も近距離の住民への理解をいただくため、ビジョン等の説明を行ってきたところです。沖縄電力とは今後について、県を交えて調整しているところであります。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、県を交えて沖縄電力と現在調整しているということでもあります。ただこの健康被害については、医学的にもまだ解明されていない部分がありまして、今環境省も風車を法に基づく環境アセスの対象にするかということでも調査されて、まもなく結果が出ると思えますが、今後、今

沖電は実証実験3年程度、平成27年度でしたか、数字が間違っていれば後で訂正をお願いしたいと思いますが、までを期間として実証実験をしたいということでありました。継続してやる可能性も県からもあるようにやっていただきたいということも沖電は、担当者からそういう話もありましたけれども、例えば実証実験を終了した後に、実際どう風力発電施設を運営していくのか、例えば村が引き取ってやるのか、沖電がやるのか、それと例えば今実証実験ですので、本格的な稼働に際しては法的に環境アセスが義務づけられたときに、もう建てた後なんですけれども、そういう法律に基づいてアセス手続をやるのか、その辺もちょっと考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 臨床実験終了後の話なんですけど、今のところ、村が運営すべきなのか、また電力が引き続きやるのかという、そのあたりを聞いているんですけど、今、村がやるという想定での話はまだ、全く仮定での話であって、こっちにまだ具体的にそういう話も1回も出てきていないので、そのあたりは慎重にやらなければいけないと思います。引き続き電力がこの耐用年数ぐらまではやるものだと考えてはいるんですけど、でもその中でも村民あるいは議会の理解は得る必要があるだろうと思います。そのあたり、その時点になって話があればもう一度検証していきたいと思います。アセスについても、現在、環境省が考えているようなものでは規模的に小さいということで、それを準じてやるかどうかということになるかだと思います。建てられているものにそれを当てはめていくというのも法的にどうなのかということも、そのあたりも検証しなければいけないと思います。法の趣旨ですね、そのあたりも含めてその時点でまた考えていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 施設は建つ前提で、村も新エネルギービジョンに照らし合わせて進めているわけですから、その辺はきちっとした指針を持たないと、また計画的に行わないと、今住民との間でごたごたがあるように、やっぱり低姿勢で、電力もそうですけれども、村のほうも、そういうコンセンサスを得るような、将来こうあるべきだよという、あるべき姿を丁寧に説明して理解を得るとというのが最初のとまずきだったと思いますので、今後、実証実験終わったらどうするかということ聞かれて、じゃあ今わからないという答えではまた住民感情をさかなですることになりかねないので、この辺ははっきりしていただきたいと思います。住民からの一番懸念されているのは、低周波という問題ですけれども、我々、議会の総務委員会としても糸満市摩文仁、うるま市、今帰仁村、国頭村楚洲と、一応風車の周辺を聞き取り調査なり、自分たちで感じてきました。やっぱりスイシ音という、要するに風切り音は風車の下に来ると結構感じます。威圧感もあります、近くはですね。でも周辺を聞くと、聞こえるけれどもそんなにではないと、そんなに影響与えるものではないよという声もあります。また風切り音がひどくてという声もありました。テレビについての、摩文仁は問題になってとまっているような状況だったんですけども、そこは音が聞こえるところと聞こえないところにやっぱり分かれていました。楚洲についても近くに養豚場があって、その養豚場の方に聞き取りをすると、風切る音はするけど、そんなに影響ない、もっとこういうものはどんどんつくらないといけないんじゃないかという肯定的な意見もあります。この肯定的な意見も、日本も原発事故を受けて、再生可能エネルギーが重要視されてきました。中国の100分の1ぐらいの再生可能エネルギーの容量なんです。おくられている。これは殿様企業と言われている各電力との送電の問題とか、配電の問題とか、買い取り価格が一定しないという問題もあります。その辺も含めての多分沖電は実証実験、容量も含めて、そういう感じじゃないかなと思います。

れども、そういう新エネルギービジョンに基づいてやっていくのも理解できるわけですよ、地球環境のCO₂の削減も含めて再生可能エネルギーの利活用ということも考えれば。村民の理解を得るには、村民の要望にもこたえていかないといけないと思います。そこで距離の問題が一番あると思います。現状、近いところで300メートルでしたか、逆にそこで感じるんだったら、感じる可能性があるんだたら今の用地の問題もあるでしょうけれども、計測した風力の問題もあるでしょうけれども、位置をずらすことも考えられないのか、その辺も含めて、位置をずらすことが、もしそういう懸念があって折り合いがつかなかった場合そういう方法がとれるのかどうか、その辺も含めて答弁お願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 位置の変更の問題なんですけど、これは今、一番近い距離の住民の方にはこっちのビジョンの説明はしてきました。近々、電力もこの人と会うということ、そのときにはこっちも立ち会いしていこうということを相談しております。その中でやはり何らかの対策というのは相談できるのではないかと考えております。位置の変更なのか、それとも窓ガラスあたりの強化なのか、そのあたりは電力が責任持ってやるということですので。また位置についての変更というのはビジョンの中でも根路銘地区、杣山地区ということを設定しておりますので、そのあたりも含めて、なかなか位置の大幅な変更というのは難しいだろうと考えております。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ありがとうございます。この大宜味村の新エネルギービジョンに沿った形で沖電もやりたいということが合致してそういう事業が進んでいるわけですから、やっぱり村民の対応は沖電だけじゃなくて、村のビジョンが乗っかっているわけでありまして。村長を中心に村民との理解を、また信頼を築くためにしっかりやらないと、こういう新エネルギービジョンはこれからもやっていかないといけないわけですから、今後、そういう新エネルギービジョンに対する村長の思い、これはやると決めていると思うんですが、これからやるに当たっての問題解決もありますけれども、その思いを聞いてこの質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御質問にお答えいたしますが、御指摘のとおり、村民への理解というものが非常に重要視されなければいけないし、また御指摘があったようなすべてのものが、前段の、最初のスタートの時点での説明等が不足していたんじゃないかというような、そういうことの反省から村民の要望を取り入れられるような村民との会話といいますか、その説明、そういうことを重要視してくれというようなことだと思っております。村民の理解を深めるために私たちはしっかり資料整備しながら説明責任を果たしていきたいと思っております。いろいろ位置の関係もございましたが、村の新エネルギービジョンに沿って地球上の環境をよくするために我々も村の立場から、村でできることはできるだけの協力といいますか、支援をしていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで風力発電施設についての質問を終わります。

次に一括交付金の活用について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では一括交付金、前もありましたが、仮称とさせていただきます。の活用につ

いて。

平成24年度一括交付金（仮称）、これはソフト事業分と認識しているんですが、市町村の配分額が新聞紙面等で明らかになりました。大宜味村においては2億7,000万円が交付されることが決定されているようですが、そこで村当局はこの交付金をどのように活用していくお考えなのかお伺いします。また予定している事業等があればお示し願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の一括交付金の活用についての御質問にお答えいたします。

平成24年度から創設される一括交付金（仮称）は、ソフト事業分については沖縄振興特別調整交付金、これも仮称です。としておりましたが、現時点では名称を沖縄振興特別推進交付金、これも仮称であります。として変わっております。国においては現在、まだこの交付金の交付要綱等が定められておらず、この3月中に設定される見込みとのことであります。大宜味村の配分額については、沖縄振興市町村協議会で決定された額が2億6,000万円となっております。第4次総合計画の実施に向けて活用していきたいと考えております。要綱等がまだ定められていない中で沖縄県から平成24年度要望予定事業調べがありましたので、平成24年1月11日付で平成24年度予算要求のあったものなど、15件の予定事業を提出してきましたが、沖縄振興に資する事業や沖縄の特殊事情に起因する事業の観点からマッチしないなど、県からの助言を受けていまして、予定事業の決定には至っておりません。今後、県との調整を図りつつ予定事業の決定、事業計画書等の作成、事業採択に向けて努力していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 交付額は2億6,000万円ということですが、かなり大きな額が交付され、大宜味村にとってはですね。事業として15件ぐらい上げてそれに合わないということで、要綱が決まっている分、そういう形になっているんだろうと思いますが、推察されるには、やっぱり沖縄の特性、特殊事情という話もありましたが、これにマッチしていないということもあると思うんです。沖縄にマッチしている、マッチしていないは理論構成の中でも、企画立案の中でも、大宜味村独自のものが、考えが沖縄の振興、観光などにつながる場所もあるわけです。特殊事情とかというと、例えば教育関係でいけば複式とか、そういう対策、または過疎も含めて。観光でいえば、今文化財等、ある程度世の中に知らしめるためにこういうパンフレットとか、ホームページの作成だとかありますが、その内容の拡充だとか、私個人的に思うには、前にも大宜味大工の話をしたんですけども、そういう技術の伝承を活用した、これは個人的に期待を持っているところは、例えば結の浜は団地20戸のみで生活、村診療所もあるんですが、今後ふえていく予想もされるので、例えばそういう伝統、技術の伝承を生かした集会所とか、そういう建物をつくったりとか、子供たちの教育環境でいえば、少人数学級でありますので、交流事業だとか、今複式でやっているんですけども、交流事業だとか、そういうふうに活用するために、なかなか補助事業ではできない10人乗り程度のバスの配置だとか、ワゴン車の配置だとか、そういうのも活用できる事業内容ではないのかなと思っておりますが、その辺も視野に入れて後で検討されたら幸いです。それも含めて、独自で考えてアピールしていくということが、要するにジブン勝負ですよ。そういうジブンが必要にこれからもなってきます。これは一括交付金と言われても、仮称ではありませんけれども、何年度まで続くかはわかりません。また政府が変わればそれも打ち切られる可能性もあるし、

やっぱりあるものを最大限に生かす努力を大宜味村のためにやる姿勢は強く持って、例えば意見の集約だとか、住民のニーズがどうなのか、また観光客のニーズがどうなのか、そういうものも含めて、企画観光課も今、観光には力入れたりしていますので、そういうニーズを精査してしっかりとした将来に残る事業に活用していただきたいと思いますけれども、村長の見解、また各担当、もし何かの事業が控えているところがあれば担当の課長の見解もお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま御指摘のあります一括交付金、仮称ではございますが、その活用につきましてはいろいろ議論をされております。県の持ち分の相当分があつて、先ほど御指摘のありました複式関係の事業などは県のほうでも一部考えられてはいるんです。村でこれが使えるかということとははっきりしないわけです。かなりの制約は受けております。一括交付金の自由度の高いということではあったんですけども、実際の段階における制約みたいなものがありますから、県としても、我々市町村会としても、そのいわゆる制約みたいなものをできるだけ少なくして、今あるものをどんどん排除して行って、使い勝手のいいものにしていこうよと、そういうことは県としても内閣府と交渉というか、要請をするという動きにはなっております。今御指摘のように、村民がプラスになるというか、喜べるような、安心して、安全な生活ができる生活環境をどうつくっていくのか。村民福祉のニーズにこたえられるような内容というものを私どもはしっかり考えなければいけないとは思いますが、当面やるべき事業等が出て、要請は出ているところなんですけれども、さっき申し上げた15件は一応事業として出しておりますよと。それをさっき言った基準を合わせながら、県のほうにも担当がいて、それをやっているところなんです、その厳しい面もいっぱいあるよというような指摘は受けていますけれども、そういうことをできるだけ今さっきジブン勝負とありましたけれども、その理由書をどうつくっていくのかということ今担当のほうでも非常に苦慮しているところがございます、その辺の努力をしっかりとやっていきたいと、そして村民ニーズに、村民の福祉の向上に役立てていけるように頑張っていこうということでございます。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。県のソフト事業分を活用することも視野に入れながら、大宜味村は大宜味村の独自のことを、このお金を活用してやっていただければと思います。先ほども子供の環境、複式の環境、改善、統合も検討されている中ですが、やっぱり10人程度のバスとなると動きやすいわけですね、1学年今10人満たないところ、そこが交流して、各学年の単元が、この事業によって交流できたりとか、あと部活動の育成とかですね、中学校においてもそうですけれども、やっぱりだんだん人数が減っている中で、そういうことも必要に感じます、感じています。耳の痛い話になると思いますが、交流広場用地につくった広場でも、あれは当時、光をそそぐ交付金ですか、きめ細かな交付金ですか、2,000万円余り使って、まだ運用というか、使える状態ではないわけです。そういうワゴン車購入でも1台300万円としても、5校で1,500万円、これがどれぐらいに貢献できるかという、やっぱり波及効果はすごくあると思います。例えば大宜味大工の技術の継承についても、やはりそれを生かしながら結の浜の景観のシンボルとしてそういう昔の技術を再現した集会所的なものの位置づけだとか、ほかにも文化財、イヌガキ、ヤマシシガキも含めて、いろんな文化財の案内とか、説明とか、そういうものにも活用できますし、塩屋のウンガミなんかでもそうですけれども、そういうものも含めて使いやすいところ、なかなか事業にしにくいところ、補助金がなかなか

かつかないところにジブン使って、そういうお金を使っていたきたいと思います。最後に村長の決意を聞いて終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま御指摘のように、いろいろ夢を膨らませることがありますけれども、何せ採択基準というのがございますので、そこに向けながら、また村が急といいますか、今必要としている部分が出されておりますので、それを中心にしながらしっかり取り組みを強化していただきたい。一括交付金をどう使っていくのか、まだまだこれは採択事務を含めて課題がふくれるといいますか、課題が残されますのでしっかり検討していきたいと、有効に使えるように努力していきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 以上で新城一智議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午後12時55分)

平成24年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成24年3月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成24年3月13日 午前10時00分)

散 会 (平成24年3月13日 午前11時13分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 山 城 清 臣 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 一 道 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 友 寄 景 善

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 大 嶺 実

企画観光課長 島 袋 幸 俊 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 島 袋 一 道

産業振興課長 新 城 寛 農 業 委 員 会 長 宮 城 博 俊

シークワサー
振 興 室 長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

| 日程番号 | 事件番号 | 件名 | 摘要 |
|------|-----------|---|------------------|
| 1 | 同意 第1号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について | 質 疑 付 託 省 略 |
| 2 | 同意 第2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について | 質 疑 付 託 省 略 |
| 3 | 同意 第3号 | 教育委員会委員の任命について | 質 疑 付 託 省 略 |
| 4 | 諮 第1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について | 質 疑 付 託 省 略 |
| 5 | 議 第3号 | 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 6 | 議 第4号 | 国頭地区行政事務組合規約の変更に関する協議について | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 7 | 議 第5号 | 大宜味村総合計画策定条例 | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 8 | 議 第6号 | 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例 | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 9 | 議 第7号 | 大宜味村総合計画審議会条例 | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 10 | 議 第8号 | 大宜味村税条例の一部を改正する条例 | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 11 | 議 第9号 | 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例 | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 12 | 議 第10号 | 大宜味村企業支援貸貸工場の設置及び管理に関する条例 | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 13 | 議 第11号 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 14 | 議 第12号 | 平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第7号） | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 15 | 議 第13号 | 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 16 | 議 第14号 | 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号） | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 17 | 議 第15号 | 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 18 | 議 第16号 | 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 質 疑 委 員 会 付 託 |
| 19 | 議 第17号 | 平成24年度大宜味村一般会計予算 | 質 疑 委 員 会 付 託 |

| 日程番号 | 事件番号 | 件名 | 摘要 |
|------|------------|-------------------------|-------------|
| 20 | 議案 第18号 | 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算 | 質疑 委員会付託 |
| 21 | 議案 第19号 | 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算 | 質疑 委員会付託 |
| 22 | 議案 第20号 | 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 | 質疑 委員会付託 |
| 23 | 議案 第21号 | 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 | 質疑 委員会付託 |

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(金城 勇) 日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第3号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって同意第3号 教育委員会委員の任命については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 教育委員会委員の任命について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって同意第3号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(金城 勇) 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第1号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてをお諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申したいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

◎議案第3号の質疑、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第5 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第4号の質疑、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第6 議案第4号 国頭地区行政事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号 国頭地区行政事務組合規約の変更に関する協議については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第5号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第7 議案第5号 大宜味村総合計画策定条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号 大宜味村総合計画策定条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第6号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第8 議案第6号 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第7号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第9 議案第7号 大宜味村総合計画審議会条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号 大宜味村総合計画審議会条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第8号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第10 議案第8号 大宜味村税条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号 大宜味村税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第9号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第11 議案第9号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは質疑を行います。

附則のほうなんですけれども、公布の日から施行ということなんです、きりがいいように4月1日施行だったらやりやすいんだが、公布の日から施行するという何か引かかる。その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） ただいまの質疑にお答えします。

4月1日からということも考えたわけですが、歯切れのいいというのはやっぱり年度初めということになるかと思うんですけれども、現在行われている結の浜での産業支援等に絡んで、導水施設の設計委託等という形のものがあります。それでできるのであれば、解釈の云々ということで、12月の議会でのいろいろ解釈の云々があるということで、それでできれば早いほうの施行にしたいということで、公布の日から施行したいということで判断しております。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第10号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第10号 大宜味村企業支援貸付工場の設置及び管理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号 大宜味村企業支援貸付工場の設置及び管理に関する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第11号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第13 議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第14 議案第12号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは40ページをお願いします。

6款2項3目林道事業費ですが、その15節工事請負費の中で4,847万4,000円の減、これは喜如嘉林道のものだと思うんですが、その減方、理由は何ですか。その理由について説明をお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 議員が今おっしゃったように、15節の4,800万円余りの補正については、喜如嘉林道の補正であります。喜如嘉林道におきましては、昨年3月定例議会当初予算のときに村単独でやっていこうと、県のほうともそのときには確認をとって、村単独事業の起債事業を充てておりました。その間、また県のほうとも調整を図りながら、現在、沖縄県における林道事業、県及び各市町村の林道の補助事業が現在ストップしているところです。そこにつきましては自然環境の配慮等の諸事情がございまして、その分、県のほうとの調整の中で最終的に今回我々単独事業で行う予定であったんですが、あとしばらく、補助事業での展開も考えられる中であとしばらく時間がほしいと。その中で補正減であります。これにつきましては、次年度の平成24年度当初予算にも計上はまだ上げられておりません。その中で現在、平成19年度から施行を始めている林道事業ではありますが、残り約800メートルの延長残があります。この分につきましては、村としてはやはり1本の道路につなげたいという思いはあります。より効果的な、財政にも負担をかけないような補助事業でとれないかということを探しながら考えていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今の説明では県との調整というお話なんですが、やっぱり当初予算に計上されておったわけですから、残り800メートルといっても、やっぱり道路というのは完成して初めてその利用価値があるし、効果が出ると思うんです。それでその周辺の方々は道路が通るからということで、こういう事業やりたいなということも計画していたんです。それがだめになった場合に非常がっかりして、意欲も減退するんじゃないかと思うんですが、この県との調整で事業がストップしたという時期はいつなんですか。お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 当初の話からずっとありまして、9月、10月ぐらいに最終的に確認をしたところであります。村としての考えで自然環境に配慮した工事をしたいということで計画の見直しも図りながら、周りの住民とのコンセンサスもとりながらやっていきたいということで、あとしばらくの時間がほしいということで今回計上を見合わせて補正を行っているところです。自然に配慮する中で現道の維持を行いながらやっていきたいという判断で現在思っているところです。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） これから努力されると思うんですが、大体何年度ごろという目安はここでお話できませんか。大体の目安は。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 県との話の中で二、三年という話であると思います。その中で我々も結論を出して、この道路を議員御指摘のとおり、やはり1本の道を完成しないことには、無駄な道になってしまうということを重々認識しておりますので、この二、三年また検討させていただきたいと

思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第12号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第15 議案第13号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を
議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第16 議案第14号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を
議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託

して審査することに決定しました。

◎議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第17 議案第15号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第15号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第18 議案第16号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第16号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第19 議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 予算書の133ページ、10款1項2目、この事務賃金なのですが、説明を見ると統廃合基本方向決定に要する補助賃金、平成24年度限りとあるのですが、この統廃合を今年度で決定するための賃金なのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（大嶺 実） ただいまの議員にお答えします。

賃金の139万2,000円の計上は、教育委員会のほうで、平成24年度、小学校4校の統廃合の方針をしようということで、今現在のスタッフではいろいろ厳しいということで、地域の懇談会とか説明会、いろいろ説明する資料を作成する事務賃金に充てております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ちょっと声が小さくてはっきり聞き取れないところもあったんですが、この今までの委員が地域で説明するために、その傭人を雇わないとその事務が追いつけないということでやったのか、その1点ですね。

あと1点は、村長にひとつこれも、施政方針の中でも述べているように、村民へ丁寧に説明し、合意形成を図りつつ、本村、学校の望ましいあり方の方針を固めてまいりたいと思いますということでありますので、今年度ではっきり白黒つけるのか、その辺を、さっき言った教育委員会とまた村長からもひとつお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

小学校と中学校の統廃合問題につきましては、過去数年、いろいろ住民説明会等を開いてきましたし、かなり住民にもこのことについての認識というのは、熟度というのは高まってまいりました。そこで統廃合についていつまでもというんですか、長い時間をかけてやることも大変重要なんですが、子供たちのことありまして、この問題について早く決定してくれと、早く決着をつけてくれという声もかなりありまして、教育委員会としましてもこの問題について、平成24年度で集中的に住民に説明して、合意を図って、できれば平成24年度内では方向を決定していきたいと。そうすることで事務量がかかりふえることが予測されますので、事務賃金で対応して事業を進めていきたいということです。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質疑にお答えいたします。

先ほどの教育長の説明のとおりでございまして、私たちも教育委員会の方針を尊重しながら進めていくということです。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ちょっとさっきの質疑についてのアンサーがなっていないんですが、この望ましいあり方の方針を固めるということですから、統合するとかしないとかはまだ決まっていないわけですよ。その辺の返答がなかったものだから、これは財政的にもあるのか、その辺も。また予算のほうもあるのか。これはひとつは、予算的には統合しても、今回も教育費、小学校費が4,200万円あるわけです、予算化されているわけです。これは統合しなくても、今、大宜味村に4校あっても大体地方交付税が各1校1,100万円ぐらい入ってくるわけなんです。これは大体4,000万円、財政的にもこれはプライマイゼロになる確率はあると思うんですけれども、これからどう削減されるかわからないんですが、最後にあと1点、この望ましいあり方を今年で結論つけると言っているんですが、統合についての結論なのか、その辺をはっきり返答してもらえますか。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 統合するかということなんですけれども、教育委員会内部では方向性は持っておりますが、これはあくまでも教育委員会内部での考え方でありまして、教育委員会の内部である程

度方向性を持っています。これを住民に説明して、住民の理解のもとにこの事業を進めていくということで、この時点で今統合するということはまだはっきり述べることはできませんので御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは同じく教育委員会にお尋ねしたいんですが、34ページ、19款5項3目7節、滞納繰越分が10万円あります。皆さんの説明資料を見ると、84ページに説明があるんだけど、その中においても説明が全くなされていない。10万円の滞納分とあるけれども、ただ同じく、結局予算書と同じような感じで書いてある。そこに滞納分が幾らあって、どうであるということを書いておけば別に質疑する必要ないわけだが、これじゃあ意味がわからない。この滞納分の10万円、これが何件あるのか。前は200万円余の滞納分があったと思うんだけど、これが今、10万円計上されている。この10万円は何人分なのか、そこら辺をちょっと示していただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（大嶺 実） ただいまの議員にお答えいたします。

滞納繰越分の10万円の計上は、はっきりした人数の把握はしておりませんが、とりあえず10万円ということ計上してあります。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 皆さん、同じく事務をしていて、何件あって、だれだれが滞納しているかわからないで仕事できるね。そこら辺ちゃんと把握してやらないと、給食センターの担当がいるでしょう、そこら辺と調整しながら滞納がいち早く解消できるようにやらないと、これは食べ物をこういうふう滞納して、ちゃんと払っている皆さん方に対しては大変失礼なこと。これはまた卒業して払っていない方もいるでしょう、実際。そういうこともあるでしょうから、せめて滞納が何件あって、どこどこのだれだれが滞納しているんだというのを把握しておかないと、件数もわからない、だれがやっているかわからないと、どうやって回収できるのか。そこら辺ちゃんと把握してやっていただきたいということでありますが、いずれにしても滞納の回収というのはみんなが一つになって、各課連携しながら、職員も連携しながら回収に努めてもらいたいということをお願いしたいと思います。これで教育委員会の給食センターの件を終わります。

それから52ページ、2款総務費、1項総務管理費、7目、その中で消防設備点検委託料12万円が計上されていますが、村長の施政方針の中に「初期消火等を敏速に実施できるよう、消火栓等の消防設備整備に向けて検討してまいります」とあります。そこで関連しましてお伺いしますが、前回一般質問をさせてもらいましたが、大宜味村全体の中で消火栓の配置、そこら辺で田嘉里、謝名城、喜如嘉、そして塩屋方面に関してはある程度の消火栓の設備がなされております。しかしながら、特に大宜味校区においては、路線の旧国道等の、饒波でしたら、その饒波部落の中央位置の一、二カ所にしか消火栓が配置されていない。そのために前回図面をつけて、すぐ皆さんがわかるようにということでその初期消火用の消火栓の設置をしていただきたいということを申し上げました。そこで皆様方が今、施政方針にうたわれているように、いつごろどういうふうな予算でやっていくのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 消火栓の整備については、初期消火が重要でありますので、特に今、塩屋とか田嘉里方面はきれいに整備はある程度されているんですけども、まだ整備が不十分な地域については、整備しないといけないということを考えております。それで平成24年度当初予算には計上できなかったことでもありますけれども、平成24年度早目に、あれは水道事業、水源基金が最終の事業になりますので、それからの事業費の捻出をいたしまして、平成24年度には消火栓が不十分なところは整備していきたいと考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変ありがとうございます。そのような感じで一日も早く、やっぱり初期消火が必要でありますので、そこら辺はそういう設置もお願いしたいと思っております。この施政方針にありますように、そういうふうに出ている中で、なぜ予算と関連したものがなかったのかなというのが、私が今、ちょっと不思議に思っているんです。これぐらいの施政方針にあるわけですから、そこにあるように、これから行くと予算とも関連してあるべきじゃなかったかなというのが私の考えなんですけれども、そこで本来は予算と方針と関連した状況を行ったほうがいいんじゃないかと思っておりますので、今後ともまたよろしくお願いしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは予算書の17ページ、12款1項6目3節、特産品加工施設使用料、これが費目存置となっております。これは決算ベースでは155万1,900円、平成21年度ですね、となっております。そして次に28ページの15款1項1目財産貸付収入の2節の滞納繰越分、これはゴルフ場のもので、これも費目存置と、これは平成8年度から10年度分で4,721万9,167円ということで滞納額があります。そして34ページの19款5項3目雑入、その6、村有林野賃貸契約解除に伴う明渡損害金、これも費目存置と、これは決算ベースでは9,085万8,884円となっているんですが、この3件について、現状はどうなっているのか、ひとつ説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） ただいまの3点について御説明いたします。

まず特産品加工施設使用料につきまして、これは滞納処分分の話でよろしいでしょうか。滞納処分分については特産品加工施設使用料、費目存置として置いております。前回までに取られていない部分150万円ほどあるという話、そこはもう一度、前指定管理者、そことの話し合いを持ってもう一度確認をしながらやっていきたいと思っております。

あとのゴルフ場関連に関しての2件、それについては顧問弁護士とも相談をしながら、現在、債権管理マニュアル等に基づいて今勉強しているところです。うちの顧問弁護士との話の中ではなかなか取る部分については難しい部分があるんじゃないかという報告は受けております。ただし、どういう処分が対応できるのか、それについてちょっと勉強して皆さんのところに計上して御理解いただきたいと思っております。残っている金額については、説明資料のほうにも載せてちゃんと把握できるような形でやっていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今、課長のお話では顧問弁護士ともお話なされたようなんですが、去年9月の決算の会議録を見たらおわかりだと思いますけれども、顧問弁護士さんとも相談してみたらということ

も提起はしているんですが、そういうことで、その件では進んでいると思います。それでですね、自治六法をお持ちですか、持っていないければ地方自治法第240条で債権については、政令の定めるところにより督促、強制執行、その他、保全及び取り立てに関して必要な措置をとらなければならないというのがあるんです。そしてその政令では171条と171条の2にきちんと明記されているんです、自治法上。そういう措置も今までとられたかどうか非常に疑問なんです。そうするとそれがそのままいきますと、あとは施行令171条の7の規定による債権放棄と、いわゆる10年経過したら債権放棄という、そこに行き着く可能性が十分あるんです。これはトータルしますと、この3件で1億3,000万円超えています。今、話題になっている一括交付金が2億6,000万円ですから、その半分なんです。約50%を占めるんです、それの。これだけの大きい金額をそのまま放っておいたら大変じゃないかなと。うんと努力して、これは政治生命かけるぐらいやらないと大変なことになると思います。なぜそう言うかといいますと、他の納税義務者、村の個人の納税義務者が納税意欲減退します。極論から言うと、納税危惧運動が出る可能性があるんです。何でもこういう大きいものをやらないで、こんな小さいものばかりやるかということも、当然納税の問題もあるんですが、税とはこれはちょっと性格違うんです。だけど歳入財源はそれだけあるんだということはわかっておりますから、本当にきつく言って申しわけないんですけども、これは大変難しいことだと理解はしているんです。しかし難しいなりに、それなりの行動を起こしておかないと、批判の矢面に立たされるのは執行部なんです。まだ去年9月から弁護士との調整でそういう方向性を見いだそうという、まだそこなんです。そうするとこの特産品加工施設の問題も村内の方が一所懸命いろいろつくり、大分選定委員会でもやって、選定委員の意見は半々だったですね、これ。鳴り物入りでやったかもしれないんですが、とうとう150万円余りの収入も入らないと。これは村内の方ですから、いつでも会って話はすぐできると思うんです。ゴルフ場の問題については、その課税客体であるその方が今どうなっているのか、それに督促とかいろいろやっておられると思うんですが、その通知とやった結果、どういう状態なんでしょうか。最後にこれだけをお伺いしておきます。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） ゴルフ場の件について、毎年請求を出しているところであります。請求箇所については、届いたり届かなかったり、取っている部分もあります。ですけれども現状として取っている住所には事務所がありません。しかし郵便局のもの、送った場合に確認届けでサインはされている話もある中なんです、それを実際に運営会社のほうに届いているかということ、それは非常に届いていないような状況だと今思っております。登記所等の住所と、あと税のほうとも話をしながら、今、対策をどういうふうに考えているかということを含めてみんなで話し合いをしながらどうにか対応をやりたいと思っておりますので、申しわけございませんが、あとしばらく勉強させてください。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 課長も非常に答弁苦しいだろうと思うんです。今、課長の答弁は去年9月の決算審議の本会議で述べた、そのとおりにしか言っていないんです、今のお答えは。その方々の資産等も調査して、強制執行できるようなものがあるのかどうか、滞納処分というのは資産調査まで始まらないといかんわけです。そういうものから順を追って、滞納整理のいろはというのは皆さんが一番わかるはずで、私が言わないでも。そういうことをきちんと滞納処分の、これをきちんとノウハウをやって、踏んでいって最終的な結論はさっき言った債権消滅の問題もあろうかと思うんです。恐らく弁護士もそう

いうお考えは頭にあると思います、私はそう感じています。ですが努力は努力として、跡は残さないといかんと、軌跡として。そういうものにはひとつ努力することは不可欠ですから絶対やっていただきたいと思うんですが、この件について、ひとつ村長の決意のほどをお伺いして質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の鋭いといいますか、本当に実態を何とかせいと、こういう切実な課題だったということは我々も当然理解をしているところではありますが、努力はこれまで以上の努力をしないと前に進まないなというような御指摘としますので、我々もそういう御指摘を受けてこれから強化をしていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） ほかにありませんか。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 前田議員と関連質疑ですけれども、ちょっと確認できないことがありましたので、確認させてもらいます。

シークワサー加工施設の使用料の件ですけれども、私が去年3月に一般質問したんですけれども、その後に話し合いを持たれたのかどうか、その件がちょっとはつきりしなかったので御答弁をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 滞納分についての話し合い、実際には集めてという話行っておりませんでした。そこについて、ここでの話はやっておりますけれども、もう少し今後どういう対応になるのかということ、前の指定管理者と、やっぱり代表者も集めながら考えていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） やはりこれは住民説明会等もして、相当こういう話題になってやっている件ですから、みんな全部わかっているわけです、お金払っていないということ。それでも行政が何もしなかったということになれば、私、信頼感がなくなると、行政と村民とですね。ぜひ進めていただきたいと思います、よろしくをお願いします。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では再度になりますけれども、まず17ページの12、1、6、2、1、シークワサー加工施設運営主体使用料と22ページ、13、3、2、5、1、生物多様性保全活動支援事業委託金、このシークワサー加工施設運営使用料、これはシークワサー加工施設ということでありまして、特産品加工施設のことだと思っておりますけれども、この名称でいいのかどうかというのをどう解釈したらいいのかというのと、あと生物多様性保全活動支援事業委託金、これは新しく入ってきた事業だと思っておりますけれども、どういう事業内容なのか説明をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 新城一智議員の御質疑にお答えします。

確かに今、シークワサー加工施設運営主体使用料とあるのは、特産加工施設のことです。節のほうに特産加工施設使用料という話の中で、わかりやすいような形で今シークワサーと前に置いているということで御確認をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 国庫支出金委託金の中の総務費委託金ですね、生物多様性保全活動支援事業委託金として550万円計上しております。これは昨年も補正で組みました。その中でも説明してきたんですが、大宜味の貴重な石灰岩の山は生物多様性ということで非常に貴重な生植物があるということで、そのあたりの調査等も含めて、国庫の100%の補助事業として組んでおります。細かい点については、また委員会等でも説明していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） シークワサーの加工施設ということで、やっぱり認識としては特産品加工施設という名称もきちっとあるわけですから、それは誤解を招く表記の仕方だと思えますので、また後々検討していただきたいと思えます。

22ページの生物多様性保全事業については、どういふ方々に委託をして、補正であったということであつと私のほうがい違ひといふか、そういうこともありましたので、どういふ方々にこういう事業を委託しているのか、また今後していくのか、その辺を伺つて終わります。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 独自でできる調査等もあります。村が直接行ふ事業と、あるいはまた村内のNPO等を活用して調査書を、報告書あたりをまとめるものもあります。今、二通りを考へております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがつて議案第17号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第20 議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○議長（金城 勇） 日程第21 議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第19号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○議長（金城 勇） 日程第22 議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第20号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○議長（金城 勇） 日程第23 議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること

にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第21号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前11時02分)

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時12分)

◎諸般の報告

○ 議長(金城 勇) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に宮城辰徳議員、副委員長に前田 孝議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前11時13分)

平成24年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成24年3月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成24年3月14日 午後12時12分)

散 会 (平成24年3月14日 午後12時20分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 山 城 清 臣 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 一 道 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 友 寄 景 善

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 大 嶺 実

企画観光課長 島 袋 幸 俊 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 島 袋 一 道

産業振興課長 新 城 寛 農 業 委 員 会 長 宮 城 博 俊

シークワサー
振 興 室 長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

| 日程番号 | 事件番号 | 件名 | 摘要 |
|------|------------|--------------------------------|----------------|
| 1 | 議案 第12号 | 平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第7号） | 委員長報告 質疑～表決 |
| 2 | 議案 第13号 | 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 委員長報告 質疑～表決 |
| 3 | 議案 第14号 | 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号） | 委員長報告 質疑～表決 |
| 4 | 議案 第15号 | 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） | 委員長報告 質疑～表決 |
| 5 | 議案 第16号 | 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 委員長報告 質疑～表決 |

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 1 2 時 1 2 分）

◎議案第 1 2 号～議案第 1 6 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第 1 議案第 12 号 平成 23 年度大宜味村一般会計補正予算、日程第 2 議案第 13 号 平成 23 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第 3 議案第 14 号 平成 23 年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第 4 議案第 15 号 平成 23 年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第 5 議案第 16 号 平成 23 年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の 5 件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成 24 年 3 月 14 日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会
委員長 宮城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|----------|------------------------------------|--------------|
| 議案第 12 号 | 平成 23 年度大宜味村一般会計補正予算（第 7 号） | 原案可決 全会一致 |
| 議案第 13 号 | 平成 23 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） | 原案可決 全会一致 |
| 議案第 14 号 | 平成 23 年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号） | 原案可決 全会一致 |
| 議案第 15 号 | 平成 23 年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） | 原案可決 全会一致 |
| 議案第 16 号 | 平成 23 年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） | 原案可決 全会一致 |

（宮城辰徳予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ **予算審査特別委員会委員長（宮城辰徳）** ただいま議題となりました議案第12号から議案第16号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、3月14日午前10時から審査を行いました。

議案第12号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算、議案第13号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第14号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第15号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第16号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第12号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ **議長（金城 勇）** 挙手全員です。

したがって議案第12号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ **議長（金城 勇）** 挙手全員です。

したがって議案第13号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報

告のとおり可決されました。

これから議案第14号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第14号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第15号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第16号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎休会について

○ 議長(金城 勇) お諮りします。3月15日及び16日の2日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって3月15日及び16日の2日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午後12時20分)

平成24年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 平成24年3月19日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成24年3月19日 午後3時00分)

閉 会 (平成24年3月19日 午後3時46分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第5号)

| 日程番号 | 事件番号 | 件名 | 摘要 |
|------|--------|---|----------------|
| 1 | 議案第3号 | 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について | 委員長報告 質疑～表決 |
| 2 | 議案第4号 | 国頭地区行政事務組合規約の変更に関する協議について | 委員長報告 質疑～表決 |
| 3 | 議案第5号 | 大宜味村総合計画策定条例 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 4 | 議案第6号 | 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 5 | 議案第7号 | 大宜味村総合計画審議会条例 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 6 | 議案第8号 | 大宜味村税条例の一部を改正する条例 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 7 | 議案第9号 | 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 8 | 議案第10号 | 大宜味村企業支援貸貸工場の設置及び管理に関する条例 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 9 | 議案第11号 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 10 | 議案第17号 | 平成24年度大宜味村一般会計予算 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 11 | 議案第18号 | 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 12 | 議案第19号 | 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 13 | 議案第20号 | 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 14 | 議案第21号 | 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 15 | 陳情第20号 | 八重山地区教科書問題の解決に向けての要請 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 16 | 陳情第2号 | 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 17 | 陳情第3号 | 消費税増税に反対する陳情 | 委員長報告 質疑～表決 |
| 18 | 陳情第18号 | 継続審査の件 「風力発電」設置に対し白紙撤回を強く求める(要請書) | 委員長報告 質疑～表決 |

| 日程番号 | 事件番号 | 件名 | 摘要 |
|------|------------|-------------------|--------------|
| 19 | 意見案 第1号 | 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書 | 提案説明 付託省略 |
| 20 | 意見案 第2号 | 消費税率の引き上げに反対する意見書 | 提案説明 付託省略 |

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎議案第3号～議案第11号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について、日程第2 議案第4号 国頭地区行政事務組合規約の変更に関する協議について、日程第3 議案第5号 大宜味村総合計画策定条例、日程第4 議案第6号 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例、日程第5 議案第7号 大宜味村総合計画審議会条例、日程第6 議案第8号 大宜味村税条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第9号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第10号 大宜味村企業支援賃貸工場の設置及び管理に関する条例及び日程第9 議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の9件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成24年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会
委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|-------|----------------------------|--------------|
| 議案第3号 | 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について | 原案可決 全会一致 |
| 議案第4号 | 国頭地区行政事務組合規約の変更に関する協議について | 原案可決 全会一致 |
| 議案第5号 | 大宜味村総合計画策定条例 | 原案可決 全会一致 |
| 議案第6号 | 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例 | 原案可決 全会一致 |

| 事件の番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|---|--------------|
| 議案第7号 | 大宜味村総合計画審議会条例 | 原案可決 全会一致 |
| 議案第8号 | 大宜味村税条例の一部を改正する条例 | 原案可決 全会一致 |
| 議案第9号 | 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例 | 原案可決 全会一致 |
| 議案第10号 | 大宜味村企業支援貸付工場の設置及び管理に関する条例 | 原案可決 全会一致 |
| 議案第11号 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 原案可決 全会一致 |

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました議案第3号から議案第11号までの9件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長及び財務課長の出席を求め、3月14日午後1時30分から審査をいたしました。

まず議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について報告いたします。

本案は、「中頭郡北谷町」を「中頭郡読谷村」に改めるものです。なお、この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行することとなっております。

次に議案第4号 国頭地区行政事務組合規約の変更に関する協議について報告します。

改正内容は、国頭村に駐在所を置くことを追加するものです。この規約は、沖縄県知事の許可があった日から施行することとなっております。

次に議案第5号 大宜味村総合計画策定条例について報告します。

この条例は、総合的かつ計画的な村政の運営を図るため、総合計画の策定に必要な事項を定める条例であります。なお、第4条で基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経ることとなっております。この条例は、平成24年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第6号 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例について報告します。

この条例は、大宜味村総合計画審議会条例を制定することに伴い、廃止する条例であります。この条例は、平成24年4月1日から廃止することとなっております。

次に議案第7号 大宜味村総合計画審議会条例について報告します。

この条例は、総合計画について、村長の諮問に応じ審議するための審議会を設置する条例であります。この条例は、平成24年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第8号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について報告します。

今回の改正は、たばこ税の税率を1,000本につき4,618円から5,262円、さらにたばこ税の税率の特例改正、村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の削除、個人の村民税の均等割に500円を加算する改正及び東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の改正であります。施行期日は、公布の日からとなっ

ておりますが、たばこ税については平成25年1月1日から、個人村民税の均等割に500円を加算する改正は平成26年から平成35年までの確年度分への適用となっております。

次に議案第9号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例について報告します。

改正内容は、第1条中「公有」を削り、第7条第1項第3号で前号以外の施設の整備事業に必要な経費をつけ加えるものです。この条例は、公布の日から施行することとなっております。

次に議案第10号 大宜味村企業支援賃貸工場の設置及び管理に関する条例について報告します。

この条例は、本村への企業進出、創業企業等を支援する大宜味村企業支援賃貸工場を設置することに伴い設置する条例であります。使用者の募集や申請資格、管理義務、使用料の納付や減免などをうたっております。この条例は、公布の日から施行することとなっております。

次に議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について報告いたします。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を整備するための条例で、主に各項や字句の整理であります。この条例は、平成24年4月1日から施行することとなっております。

9件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げ報告といたします。よろしくお祈りいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第4号 国頭地区行政事務組合規約の変更に関する協議について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 国頭地区行政事務組合格約の変更に関する協議について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第4号 国頭地区行政事務組合格約の変更に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号 大宜味村総合計画策定条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 大宜味村総合計画策定条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第5号 大宜味村総合計画策定条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第6号 大宜味村総合開発審議会条例を廃止する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号 大宜味村総合計画審議会条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第7号 大宜味村総合計画審議会条例について採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。
（挙手全員）
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。
したがって議案第7号 大宜味村総合計画審議会条例については、委員長の報告のとおり可決されま
した。
これから議案第8号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を
行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第8号について討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第8号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。
（挙手全員）
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。
したがって議案第8号 大宜味村税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可
決されました。
これから議案第9号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対
する質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第9号について討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第9号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例について採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。
（挙手全員）
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。
したがって議案第9号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例については、委員長の報告

のとおり可決されました。

これから議案第10号 大宜味村企業支援貸貸工場の設置及び管理に関する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 大宜味村企業支援貸貸工場の設置及び管理に関する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第10号 大宜味村企業支援貸貸工場の設置及び管理に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号～議案第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第10 議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計予算、日程第11 議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第12 議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第13 議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算及び日程第14 議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の5件について、一括して

議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成24年 3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会
委員長 宮城辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件 名 | 議決の結果 |
|--------|-------------------------|--------------|
| 議案第17号 | 平成24年度大宜味村一般会計予算 | 原案可決 全会一致 |
| 議案第18号 | 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算 | 原案可決 全会一致 |
| 議案第19号 | 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算 | 原案可決 全会一致 |
| 議案第20号 | 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決 全会一致 |
| 議案第21号 | 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 全会一致 |

(宮城辰徳予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(宮城辰徳) ただいま議題となりました議案第17号から議案第21号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会は、村長以下、副村長、教育長、関係課長等の出席を求め、3月15日、16日及び19日の3日間にわたって審査を行い、その結果は次のとおりとなっております。

まず議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計予算は、交付税、繰越金、漁港建設費等により、対前年度比1.8%の伸びとなっております。

本案に対する質疑は2件ありました。質疑の内容について説明いたします。

教育委員会の給食費の件で、滞納額の決算額と提出資料の相違があるが、6月定例会までには報告できるのか、また9名の不納欠損を行う予定とのことであるが、法令に従ってやってほしいとの質疑に対し、教育長より教育費の滞納分の報告については6月の定例会までに公表できるようにしたい。また不納欠損については、適正に処理していきたいとの答弁でした。大幅な人事異動に伴って、予算の適正な執行が懸念されるがどう考えあるか、また再雇用制度等を利用して人材活用できる体制づくりをしてはど

うかとの質疑に対し、村長より予算の執行については、庁議や課長等会議で強化していきたい。また再雇用制度については、今後活用していきたいとの答弁でした。

討論はなく、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、前年度比0.2%の増額となっております。

議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、前年度比40.1%の減となっております。

議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、前年度比27.6%の増となっております。

議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、前年度比0.4%の減となっております。

本4会計については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、5会計の予算総額は34億1,839万8,000円で、前年度比で5,971万9,000円、1.7%の増となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第20号、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第18号の一括上程、委員長報告、
質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第15 陳情第20号 八重山地区教科書問題の解決に向けての要請、日程第16 陳情第2号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情、日程第17 陳情第3号 消費税増税に反対する陳情及び日程第18 陳情第18号 「風力発電」設置に対し白紙撤回を強く求める（要請書）の4件を一括して議題といたします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成24年 3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 審査の結果 | 委員会の意見 | 措置 |
|------|-----------------|------------------------|-------|--------|--------------|
| 20 | 平成23年 12月19日 | 八重山地区教科書問題の解決に向けての要請 | 採 択 | | |
| 2 | 平成24年 2月7日 | 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情 | 採 択 | | 地方自治法第99条の措置 |

| 受理 番号 | 受 理 年月日 | 件 名 | 審査の 結 果 | 委員会の意見 | 措 置 |
|----------|----------------|--------------------------------|------------|--------|------------------|
| 3 | 平成24年 2月8日 | 消費税増税に反対する陳情 | 採 択 | | 地方自治法第99条 の措置 |
| 18 | 平成23年 12月5日 | 「風力発電」設置に対し白紙撤回を 強く求める（要請書） | 不 採 択 | | |

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました陳情第20号 八重山地区教科書問題の解決向けの要請、陳情第2号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情、陳情第3号 消費税増税に反対する陳情について、3月13日に審査をいたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

また陳情第2号及び第3号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

また継続審査中でありました陳情第18号 「風力発電」設置に対し白紙撤回を強く求める（要請書）については、1月31日及び2月27日に調査を行ってまいりました。

まず1月31日に糸満市、うるま市、今帰仁村で聞き取り調査を行った結果、風を切る音が若干するとの一部の意見はあったものの、ほとんどの住民は余り気にならないとのことでした。また低周波による健康被害については確認できませんでした。

次に2月27日、国頭村で調査を行いました。同様の意見がございました。人間ではなく畜産に対する影響はどうかとの質問に対し、全然問題がないとのことでありました。

総合的な見地から考えると、陳情者の健康被害での風力発電設置の白紙撤回には賛同できず、不採択にするとの意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第20号 八重山地区教科書問題の解決に向けての要請について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第20号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第20号 八重山地区教科書問題の解決に向けての要請について採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって陳情第20号 八重山地区教科書問題の解決に向けての要請については、委員長の報告のと

おり採択することに決定しました。

これから陳情第2号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情について採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第2号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の国への要請の陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第3号 消費税増税に反対する陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号 消費税増税に反対する陳情について採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第3号 消費税増税に反対する陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第18号 「風力発電」設置に対し白紙撤回を強く求める(要請書)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第18号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第18号 「風力発電」設置に対し白紙撤回を強く求める(要請書)について採決します。本案に対する委員長の報告は不採択です。

休憩します。

(午後 3時30分)

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時33分)

○ 議長(金城 勇) これから陳情第18号 「風力発電」設置に対し白紙撤回を強く求める(要請書)について採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。本陳情に賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

○ 議長(金城 勇) 挙手なしです。

したがって陳情第18号 「風力発電」設置に対し白紙撤回を強く求める(要請書)については、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第19 全員発議により提出されました意見案第1号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

○ 2番(新城一智) 意見案第1号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 新城一智 東 武久 宮城辰徳 安里重和 具志堅朝秀 平良英勝 前田 孝 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 戦没者の遺骨を一柱でも多く遺族の元へ帰す為。

沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」が2011年7月7日に厚生労働省、援護局外事室に於いて【これから県内で出土する遺骨で歯がある遺骨はDNA鑑定をして下さい】との要請を行いました。これに対する外事室室長からの回答は「戦没者の遺骨の身元を特定して遺族の元へ帰す為、沖縄戦戦没者の遺骨は全部DNA鑑定をやります」という回答でした。要請に対する回答としては満足のいく回答でした。しかし、実際に遺族の元へ帰すには、今度は沖縄戦全遺族の側の(希望者の)DNA鑑定の作業を行う必要があります。

遺骨と遺族の両方のDNAの照合が必要なのです。このことは日本に於いて初めての事ではありません。シベリアの遺骨に対しては全遺族にDNA鑑定への参加を呼びかけたのです。そのおかげで800体余の遺骨が遺族の元へ帰る事が出来ました。沖縄においては「ガマフヤー」要請により2011年2月22日に判明した千葉県の方精さん一人のみです。沖縄でも同じようにして下さいという要望です。沖縄ではこれまで出土した戦没者の遺骨は記名の有る遺品を伴ってなければ身元の特定につながらず遺族の元

へ帰ることは出来ませんでした。兵隊ですから記名遺品を伴う出土は5%未満です。住民にいたっては皆無です。

戦死者の遺骨が遺族の元へ帰るためにはDNA鑑定しかありません。遺族の高齢化を考えると残された時間は多くありません。戦没者の遺骨を遺族の元へ帰す為、そして国家が国民を戦死させた責任を国家として果たす意味でも沖縄戦遺族のDNA鑑定の実施を要請します。

要望事項

I 沖縄戦遺族のDNA鑑定を実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成24年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

以上、よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第1号については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第1号 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書については、原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第20 全員発議により提出されました意見案第2号 消費税率の引き上げに反対する意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。大城佐一議員。

（1番 大城佐一議員 登壇）

○ 2番(新城一智) 意見案第2号 消費税率の引き上げに反対する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 大城佐一 新城一智 平良英勝 前田 孝 具志堅朝秀 安里重和 東 武久 宮城辰徳

賛成者 平良嗣男

提案理由 社会保障財源は消費税に頼らず能力に応じて負担するという税制改革で賄うよう求めるため。

消費税率の引き上げに反対する意見書

政府は本年1月6日、「社会保障と税の一体改革素案」を決定し消費税率を2014年に8%、2015年に10%にする法案を今通常国会に提出する動きである。社会保障の給付削減と消費税増税を明記した「社会保障と税の一体改革」が実施されると、ただでさえ震災関連で直接的、間接的被害を受けて苦しむ国民の生活は一層厳しくなり、更なる景気悪化は避けられない。

消費税率が3%から5%に引き上げられた当時も国民生活と中小企業の経営に大打撃を与え、不況を一層深刻にしたことも教訓にしなければならない。無駄づかいを続けながらの消費税増税は国民の理解を得られないのは明らかである。

昨年11月30日に東日本大震災の復興財源を賄うための臨時増税法が成立したが、その内容は庶民には10年間で9兆円の負担増、一方法人税は実質2%減税という大企業と大資産家を優遇した不平等な法律となっている。法人税は、国税で現行30%の税率を4.5%引き下げた上で、1割の付加税を課すとしており、政府自身も「実質は税率が28%台に下がる」ことを認めている。国民には、すでに子ども手当の廃止、扶養控除の縮減など増税が行われている。さらに社会保障の給付削減などの負担増がつづき、国民の重税感は一層広がっている。

特に本県においては、全国一高い失業率と全国最下位の県民所得という厳しい環境の中で消費税が増税されると県民生活は一層困難に陥ることになる。さらに、復興に向け必死に立ち上がろうとする被災者にも重税を強いることになる。

欧米ではすでに富裕層に対する増税の流れが広がっている。法人税の実効税率5%引き下げをやめれば、10年間で12兆円の財源が確保できることは財務省の試算からも明らかである。社会保障財源は、消費税に頼らず能力に応じて負担するという税制改革で賄うよう求めるものである。

よって、消費税率の引き上げを行わないよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成24年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 消費者担当大臣 衆議院議長 参議院議長

以上です。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第2号については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 消費税率の引き上げに反対する意見書について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第2号 消費税率の引き上げに反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回大宜味村議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

(午後 3時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員